


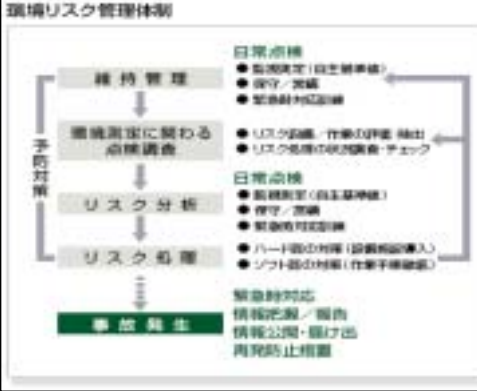
公害防止に関する環境管理の先行事例

1. 工場・現場による環境管理への取組p1
2. 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組.....p11
3. 従業員教育の在り方p29
4. 利害関係者とのコミュニケーションの在り方p39

公害防止に関する環境管理の先行事例

工場・現場による環境管理への取組

分野	-1 工場・現場による環境管理への取組	
取組名 (業種)	PDCAの活用による「レスポンスブル・ケア」の推進強化 (化学)	
概要	<p>化学物質の開発から廃棄に至るまでの過程において、企業が自主的な環境・安全・健康面の対策を行う活動である「レスポンスブル・ケア(RC)」の中に、自社独自の追加項目として「環境と安全」を加えた上で、PDCAを活用したマネジメントを推進。1年間のRC活動の中で、現場からトップまで共通目標が浸透し、工場ごとの結果が経営層に示され、各工場間で目標達成のための健全な競争原理が働く仕組みを確立。設備投資や人材配置についてもその活動の一環として検討。</p> <p>同時に、<u>環境と安全に関するすべてのデータの信頼性と透明性を向上させるためのデータベースを独自に開発し、運用</u>。これにより環境負荷データや労働災害、事故報告が蓄積され、温室効果ガスの排出量や労働災害の発生度数率を自動算出するとともに、数値入力後の改ざんができないシステムを構築。</p> <p style="text-align: right;">【参照】http://www.kao.co.jp/corp/csr/report/pdf/csr2006.pdf</p>	
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. レスポンスブル・ケア(RC)は、環境管理のツールとして、ISO14001環境マネジメントシステムを利用し環境に与える影響を系統的に見直して環境管理を効率的に推進する手法。自社の現状に適合した基準を設定することにより、自社独自の環境管理活動、現場からトップまで巻き込んだ取組を実施することが可能。 2. データベースの独自開発による数値の自動算出により数値データの転記ミスや故意の改ざん等を防止することが可能。 	

分野	-2 工場・現場による環境管理への取組	
取組名 (業種)	環境リスクマネジメント(輸送機械)	
概要	<p>環境マネジメントシステム(環境事故・汚染・環境法違反の防止体制)の推進により事故の未然防止に取り組む。これは「<u>自主基準を超える排水・排出ガス</u>」「<u>油・化学物質の漏えい事故</u>」「<u>土壌・地下水の汚染</u>」等を重点項目として、<u>日常点検・監視測定を行うとともに、毎年緊急対応訓練を実施し、リスク管理体制を構築(右図)</u>。</p> <p>日常点検による予防対策と、事故発生時の緊急対策の2つの体制により、各工場の工場長をトップとした実践的な管理態勢を構築。</p> <p style="text-align: right;">【参照】http://www.denso.co.jp/ja/csr/report/2006/pdf/2006.pdf</p>	
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社独自の実践的な環境管理体制を敷くことによりリスク相当の事故対応の準備が可能。 2. 環境に間接的に関連する事項(事故対応・法遵守・設備管理等)が一貫した管理体制下で運営されているため、責任の所在を特定するための効果を期待。 	

分野	-3 工場・現場による環境管理への取組																							
取組名 (業種)	グループ横断的な環境リスク管理の実施（電子機器）																							
概要	<p>環境リスクとなる大気汚染や水質汚染などの環境汚染を未然に防止するため、グループ横断的な環境汚染物質の排出削減活動の推進や本社が中心となって策定したプログラムにより、<u>定期的な測定検査及び設備のメンテナンス・緊急時の訓練を実施。</u></p> <p>1. 環境リスク予防・・・半導体工場など化学物質の使用量が多い拠点を中心に、環境リスク低減のための予防措置を実施（下図を参照）。</p> <p>2. 地下水リスク予防・・・グループ会社を含む全生産拠点において定期的に地下水の汚染状況を観測。万が一汚染等の事実が発見された場合、全社的（全グループ）共通の対応マニュアルを基に処置する態勢を構築。</p> <p>●主な環境リスクの予防方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組み</th> <th>想定する災害</th> <th>予防方法</th> <th>予防実施例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 般</td> <td>環境汚染全般</td> <td>災害発生時の適切な対応</td> <td>従業員教育・訓練</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天災・過失</td> <td>設備動作異常による環境汚染</td> <td>自動停止</td> <td>薬品供給設備</td> </tr> <tr> <td>設備・物品の転倒落下による環境汚染</td> <td>固定 整理整頓</td> <td>各設備 保管品の量および高さ制限</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設備異常動作</td> <td rowspan="3">設備動作異常による環境汚染</td> <td>早期発見</td> <td>警報設備の集中監視、配管の地上設置定期メンテナンス</td> </tr> <tr> <td>発生源の廃止</td> <td>環境汚染物質の使用禁止処置 焼却炉廃止、地下タンク廃止</td> </tr> <tr> <td>2次災害防止</td> <td>薬品タンクなどへの防液堤設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参照] http://www.oki.com/jp/Home/JIS/Profile/ECO/2006/pdf/eco2006_all_j.pdf</p>	主な取組み	想定する災害	予防方法	予防実施例	全 般	環境汚染全般	災害発生時の適切な対応	従業員教育・訓練	天災・過失	設備動作異常による環境汚染	自動停止	薬品供給設備	設備・物品の転倒落下による環境汚染	固定 整理整頓	各設備 保管品の量および高さ制限	設備異常動作	設備動作異常による環境汚染	早期発見	警報設備の集中監視、配管の地上設置定期メンテナンス	発生源の廃止	環境汚染物質の使用禁止処置 焼却炉廃止、地下タンク廃止	2次災害防止	薬品タンクなどへの防液堤設置
主な取組み	想定する災害	予防方法	予防実施例																					
全 般	環境汚染全般	災害発生時の適切な対応	従業員教育・訓練																					
天災・過失	設備動作異常による環境汚染	自動停止	薬品供給設備																					
	設備・物品の転倒落下による環境汚染	固定 整理整頓	各設備 保管品の量および高さ制限																					
設備異常動作	設備動作異常による環境汚染	早期発見	警報設備の集中監視、配管の地上設置定期メンテナンス																					
		発生源の廃止	環境汚染物質の使用禁止処置 焼却炉廃止、地下タンク廃止																					
		2次災害防止	薬品タンクなどへの防液堤設置																					
効果	<p>1. 大手企業にとってリスク管理上必須条件となりつつある「グループ企業を含めた管理体制」を、早期で実践。</p> <p>2. 想定された災害に対し、各々具体的な予防方法を設定することによりグループ全体で共通の準備された対応方法を準備。</p>																							

分野	-4 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	環境法令の遵守、環境汚染の未然防止への取組（食品）
概要	<p>環境法令の遵守、環境汚染の未然防止のため、自主基準等（環境法令よりも厳格な社内数値基準）を設定し、環境リスクマネジメントに対応。事業場における環境事故（法令違反）が発生した場合に備え、<u>事故発生直後の基本的かつ具体的な初動手順</u>を制定。各事業場では緊急対応訓練を実施し、万一、環境事故が発生した場合、関係部署への通報と連絡を行うとともに、経営層に対して「環境問題発生報告書」によって、漏れなく事故状況、その対応を報告するマネジメント体制を構築。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・環境事故への初動手順（必須）</p> <p>(1) 事業場は汚染の拡散を防止する (2) 関係行政機関および社内のコールセンターに通報する (3) 事故現場を保存する（設備の運転を停止する、現場状況の撮影を行う） (4) 汚染物を回収する (5) 関係部署へ通報と連絡を行う (6) 関係行政機関が到着したら汚染状況（汚染物質の成分、排出量など）を説明する (7) 来場した行政機関へ提示する書類を準備する (8) 緊急・環境保全委員会を開催する（事故の原因究明、再発防止策の決定） (9) 改善命令・是正勧告・指導内容に従い、改善を実施し実施報告書を提出する。</p> </div> <p>[参照] http://www.nissin.com/activity/environment/pdf/kankyo_2006.pdf</p>
効果	<p>1. 環境汚染の「予防対策」だけでなく、実際に事故が発生した際の具体的な対応方法を定めており、より実践的なマネジメント体制の運用が期待。</p> <p>2. 上記の対応方法に合わせ実際の緊急対応訓練を実施することにより、より効果的な対策が準備。</p>

分野	- 5 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	訓練シナリオなしのコンビナート防災訓練 (化学)
概要	<p>訓練シナリオを参加者に知らせず、与えられた情報を参加者がその場で判断して行動する『発災実動型』で実施。警察、消防、海上保安部、近隣企業など 16 機関、280 名が参加。</p> <p>発災実動型訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来 of 防災訓練(会場型訓練)では、参加者が受身で訓練に参加するため、その実効性には限界があったことから開発された訓練手法。「シナリオのない防災訓練」とも呼ばれる。 実際の活動・生活の場所を訓練会場として実施。発災時刻も正確な時刻は訓練者には知らせず、発災の合図と共に地区内の各所で各種訓練として、火災、倒壊家屋、負傷者等を同時に発生させるもの。 訓練参加者は、自らの安全確保・周囲の安全確認を行いながらも、並行して火災や負傷者救助にあたらなければならないという実際に近い状況で訓練を実施。また、初期消火、救出・救助等の各種訓練を実際の現場で行なったり、資機材を自ら探す等の制約があり、参加者が経験を通じて、将来応用可能な知識や行動を効果的に身に付けることが可能。 訓練後は、点検・反省を行い、より適切な行動を参加者に周知。
効果	1. 発災実動型訓練により、実際に近い状況で訓練を体験することが可能になり、参加者は効果的に知識や対処法を学習。

分野	-6 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	外部通報実働訓練 (セメント)
概要	<p>工場からの油流出等を想定し、関係外部機関及び社内関係部署に対して、実際に通報を行う訓練を定期的実施。この訓練に関係する外部機関には、消防署、警察署、漁協、市、県、水道局、土木事務所、県企業局、地元環境対策協議会会長等。</p> <p>訓練結果に基づき、以下の点について、工場安全衛生委員会や職場安全会議で討議・確認を行い、適宜、方法の改善・連絡網の改訂を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定した緊急事態の内容や時間帯に応じた適切な通報先及び順序 通報内容と連絡の仕方(第一報・第二報) 通報者の負荷(事態収拾対応者との適切な役割分担) 等
効果	1. 実際に通報する訓練に外部の関係者を組み込むことで、より現実に近い形で緊急対応の際に生ずる負荷や問題点を把握することができ、より実効性の高い環境管理の仕組みづくりの上で教訓を入手。

分野	-7 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	工場における機能分離・システム導入の取組 (化学)
概要	<p>排水管理等において、データの測定・分析、及びデータ管理・報告間で、現場担当者と環境管理担当者とは役割を分担することで、機能分離及びダブルチェック化を実践。また、オンライン計器の設置と測定データ管理や場内監視システムの導入を導入し、人的要素が介在することによるデータの不適切取扱いの発生可能性をシステム上で排除。</p> <p>同時に、システムの円滑運用の観点から、異常時の報告・連絡・体制及び対応マニュアル(夜間・休日含む)を整備し、ISO14001の取得、環境マネジメントシステムとしての活用を実践。</p>
効果	<p>1. 役割分担や場内監視システムの導入によって、データの測定・分析、管理・報告の一連のプロセスにおけるデータの不適切取扱いの発生可能性を、仕組みとして抑制することが可能。</p>

分野	- 8 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	全社統一チェックリストを活用した廃棄物の適正処理の実施 (電気機器)
概要	<p>全社にて共通の廃棄物処理業者を選定。事業者が廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする場合は、委託先の事業者が廃棄物を処理する能力を備え、また廃棄物の運搬又は処分を委託した後は毎年その事業者の処理の状況等の実査を行う。同社では従来より、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分場等、廃棄物の処理委託先調査の点検項目や実施要領を各事業所にて自主基準(法令以下の数値を原則とし、各事業所で達成可能な基準)で実施。</p> <p>しかし、チェックすべき項目の欠落など、事業所ごとの取組では見えなかった不備があったため、是正し、統一的で網羅的な環境管理体制を準備。本社にて現場の実態を把握した跡に「グループ統一の調査チェックリスト」を作成するとともに、リストの更新を予定。</p>
効果	<p>1. 環境管理においてチェックすべき重要ポイントのヌケやモレを確認することで、廃棄物管理活動の質のばらつきがなくなり、環境管理の実効性を高めることが可能。</p> <p>2. 統一チェックリストそのものが、チェックすべきポイントを各事業所に対して周知するツールとして機能し、廃棄物管理に関する全事業所の理解を向上。</p>

分野	- 9 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	市民総ぐるみ総合防災訓練(石油コンビナート)の実施
概要	<p>同社関係会社の工場において、近隣の市民も参加した「市民総ぐるみ総合火災訓練」を実施。訓練では、工場のタンクから化学物質が漏洩し火災が発生したとの想定で、従業員による土のうの積み上げから、消防車10台以上による放水までを実施。参加者約450名は、実際に火災が発生した時と同様の実践的な訓練を実施。</p> <p>このような訓練を実施するほか、緊急時の行動指針を明確に定め、人道的・社会的な行動を各自が実践できるような体制を確立。(右図)</p> <div data-bbox="861 280 1428 784" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">行動指針 とそのポイント</p> <p style="text-align: right; color: green;">緊急時</p> <p>行動指針: 社会の公的な一員としての自覚と、一人ひととして、社会に対してどうあるべきかを行動の基本とします。</p> <p>そのポイント:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人命や健康についての配慮を最優先します。 ● 顧客、株主、取引先、消費者、地域社会への影響の極小化に努めます。 ● 会社が一時的に不利益を蒙る場合でも、人道的、社会的責任的な対応を優先します。 ● 環境の保護、安全に最大限の注意を払います。 ● コーポレートガバナンスのもと、透明性の高い適時適切な情報開示を行います。 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">[参照] http://www.kyowa.co.jp/csr/sustain/2006j/documents/er2006j.pdf</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社工場に限定された訓練ではなく、地域住民や自治体との合同による実践的な訓練とすることにより、現実味のある訓練機会を創出。 2. 災害時における各機関の密接かつ有機的な連携を確認することが可能。 3. 防災関連に関する技術の向上及び市民の意識高揚を図ることが可能。 4. 自治体と市民と企業が協力して実施することによる有効なコミュニケーションを実施することができ、自治体や市民との積極的な協力体制や良好な関係構築に寄与。

分野	- 10 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	緊急事故への対応(輸送用機械)
概要	<p>環境汚染を引き起こす恐れのある事故や緊急事態に関して、事業所及びそれぞれの部門において処置手順を明確化し、汚染の防止や緩和に注力。(右図)</p> <p>事故対応訓練の実施 緊急時の処置ルート構築と共に、緊急事態に備えた訓練を定期的に行うことにより、処置手順の習熟、改善を企図。特に社外の関係部署を巻き込むことにより、広範な規模での異常対応、事故防止のための操作・対応手順をシステム化。</p> <p>行動指針の制定 上記の対策以前に「法令の基づく測定・記録・報告」を環境管理分野における行動指針として明確に制定。各人の行動の拠りどころ。</p> <div data-bbox="750 1288 1412 1747" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">緊急時の処置ルート</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">[参照] http://www.honda.co.jp/environmental-report/2006/pdf/2006_report_full.pdf</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社外の関係機関も含めた緊急時のマネジメントシステムを構築することにより、より広範囲な規模での事故対応をとることが可能。 2. システム・訓練・行動指針の多重的な組合せにより、より実効性の高い緊急時対応体制を構築。

分野	- 11 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	環境監視測定・緊急時対応訓練の実施 (化学)
概要	<p>環境監視測定:ISO 14001 の要求事項である、「著しい環境影響を与える可能性のある運用の鍵となる特性を定常的に監視及び測定するための手順」に基づいて、「モニタリングと測定・評価基準」を規定。この基準に従い、 排出水(公共水域) 特定排出水(公共下水) 蒸気ボイラー排出ガス の特定項目について常時モニタリングを実施するとともに、複数の管理者によるチェックを実施。同様に、排出水、特定排出水について規定した項目の業者による分析、ボイラー、焼却炉、塩化水素吸収設備の排出ガスの NOx、煤塵、塩化水素の業者による分析を実施し、複数の管理者による確認を実施。</p> <p>また、緊急時対応訓練:ISO 14001 要求事項である緊急時への準備及び対応として、環境に影響を与える可能性のある流出等の緊急時への対応手順を定期的にテストすることをルール化。この環境マネジメントシステムに基づいて、緊急事態の定義、責任部署・長、連絡系統、対応の手順などを規定する「初期緊急対応準備と対応基準」を設定。各部署で「緊急事態の可能性」を定め、これに応じた「初期緊急時対応訓練」を半期に一度実施。</p>
効果	1. 複数の眼によるチェックをかけることで、データの不適正取扱いに対する牽制が可能。

分野	- 12 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	環境管理報告システム (印刷)
概要	<p>各工場(事業所)が独自に環境管理活動を実施し、その結果を「現場エコレポート」として、年2回(4月、10月)本社に提出。会社はこの現場レベルのエコレポートを基にグループレベルのエコレポートを作成。グループエコレポートでは、グループ全体の半年間の取組を総括し、次の半年間の活動方針を明示(会社エコレポート発行は、年2回(5月、11月))。取組の中で、法規制よりも厳しい会社独自の数値目標を設定し、PDCAサイクルを利用した管理態勢を整備。各工場の目標達成度合いが具体的な数値として現れるため、工場間での取組の比較が容易。(数値については本社だけでなく、各工場同士が互いに見ることが可能)そのため健全な競争意識が生まれ、目標達成意識に好影響が発生。</p> <p>【特徴】 半年に1回という短いサイクルで報告書(レポート)を作成 現場(事業所)単位がレポートを作成 PDCAサイクルに基づいた環境マネジメント体制を採用</p> <p>【記載項目例】 エネルギー消費量、排気・排水経路、廃棄物保管場所の表示、特定施設の届出提出等</p>
効果	1. 工場・事業所単位から、PDCA のサイクルに基づいた環境マネジメントを実践することにより、責任感と主体性をもった活動を実践。 2. サイトエコレポートを基にした「積み上げ」方式により、現場の情報を集約するボトムアップ式の環境管理体制を実現。

分野	-13 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	緊急連絡設備の導入(製紙業)
概要	<p>日勤時のみならず、夜間休日でも緊急事態発生時には、ボタン一つで工場長以下各部の責任者に自動的に電話通報できるシステムを導入。</p> <p>火災、労働災害、環境等、トラブル別にボタンを分類。ボタンを押せば登録している責任者に自動連絡が可能。非常事態でも戸惑うことなく、また同時に多くの関係者に通報できるため、通報上のロスタイムを回避。また人手による連絡網によらないため、連絡の連鎖が途中でストップするという問題を回避。</p>
効果	1. 自動連絡網により、人手による連絡網にある連絡の中断のリスクを回避しつつ、迅速な連絡が可能。

分野	-14 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	緊急事態への対応能力の向上 (化学)
概要	<p>緊急事態の想定内容を明確にし、各事業所において定期的な点検、危険予知訓練等を実施し、緊急事態による環境汚染の発生の予防に努める。また緊急事態が発生した場合を想定、環境汚染が生じないよう、<u>緊急事態対応手順・通報ルートを設定し、定期的に教育訓練(事業所では原則年間2回、本社でも同様に2回開催)を実施。</u></p> <p>想定緊急事態の例： 有機溶剤の漏えい・流出、毒劇物の運搬・取扱いの不備、廃棄物の運搬・保管の不備、特定施設の保管の不備、天災による危険物施設・特定施設の損傷、人為的ミス等</p> <p>訓練内容の種類： 総合防災訓練、夜間休日消化訓練、自衛消防隊総合訓練、合同防災訓練、消化訓練</p> <p>緊急事態発生時の通報経路例</p> <p>[参照] http://www.kansai.co.jp/environment/kankyo/pdf/06/2006.pdf</p>
効果	<p>1. 広範囲な緊急事態を想定したリスク管理体制を構築。</p> <p>2. 訓練内容によっては地域住民も参加した体制をとっており、より現実的な訓練内容が確立。</p> <p>3. 緊急事態発生時の通報経路が単純明快。また現場管理者のレベルにて外部に通報できる体制が構造的に整えられており、情報の隠蔽を行うリスクを低減する体制が確立。</p>

分野	15 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	緊急事態対応訓練の実施 (ガラス・土石製品)
概要	<p>環境リスクマネジメントの一環として予想される緊急事態を想定し、<u>汚染の拡大を最小限にとどめるため、排水処理施設の異常時緊急対応訓練等を年間計画に従って実施。</u>また防止活動の一環として「自主基準値の設定」や「教育・啓発」などの活動も実施。</p> <p>【関連取組事項: 自主基準値の設定】 環境基本方針に沿って関連する法規制や監督官庁との合意事項を遵守。事業所立地自治体と公害防止協定を締結し、規制よりも厳しい基準値に従って自主的に環境汚染の防止に注力。</p> <p>【関連取組事項: 教育・啓発】 各事業所において、各事業所環境方針の趣旨や内容を理解し自覚するための環境マネジメントシステム教育を行うほか、部門ごとの環境目標を記した「環境カード」を全従業員に配布し、各自が環境宣言を自ら記入することにより環境意識を向上。</p>
効果	1. 緊急事態対応訓練を独立した取組ではなく、環境管理活動の一環として捉えることにより、万が一緊急事態が発生しても各人が適切な対応ができる体制を整備。

分野	-16 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	各工場への「環境従事者」の配置、緊急時を想定した訓練の実施(ゴム製品製造)
概要	<p>各工場に、環境専門技能を修得した「環境従事者」を配置し、環境関連施設や廃棄物の適正な管理業務を通じて、工場全体の環境負荷低減及び環境リスク管理活動や防災対策の向上に従事。</p> <p>なお、工場では、万が一に備え、地下原料タンクの二重壁化、原料搬送配管の地上化、各種タンク類の防液堤設置などによる汚染源の流出予防の対策を講じるとともに、定期的に緊急時を想定した工場での防災訓練を実施。</p>
効果	1. 環境専門技能を有する人員を「環境従事者」として工場配置することにより、防災対策を含めた環境管理分野の専門家が工場に駐在する体制を構築。レベルの高い環境管理活動が実現。

分野	-17 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	「現場のわかる人間」の配属（化学）
概要	環境管理部門での不祥事の多くは現場担当者や責任者などによる事実の隠蔽、またはデータの改ざん等が本社で認識されないまま長年進行・放置され、最終的に露見するというパターンが多いことから、 <u>同社では本社の環境業務担当者のほとんどを技術系や現場のISO業務の経験者を配置することにより、現場での長年の経験から不正や改ざんが行われやすい状況や環境などの認識や状況の把握ができるような体制を整備。また役員に対して現場や工場の具体的な問題点に対し自らの経験を通じて提言することが可能。</u>
効果	1. 現場の実態を理解している人間が環境管理部門に配属されること自体が不正を防止する大きな抑止力として影響。 2. 不正の温床やリスクを長年に渡る業務経験により発見することが可能。

分野	-18 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	「事業所環境レポート」システムとエコ監査（印刷）
概要	「事業所環境レポート」として、各事業所の環境保全活動の記録を、年2回(4月、10月)提出義務付け。この事業所環境レポートを基にグループエコレポートを作成。グループ全体の半年間の取組を総括、次の半年間の活動方針を明示。一般的には年1回の発行が大多数であるところを、年2回(5月、11月)発行。法規制よりも厳しい会社独自の数値目標を設定し、PDCAサイクルを利用した管理態勢を整備。 <u>なお、各事業所の元データの検証のため、本社環境推進室がエコ監査を実施。現場現物で確認することにより数値の正確性を検証。また予測される危険ポイントを抽出し、予防措置を要請。</u>
効果	1. 年2回の発行により各事業所が環境管理に関連する数値の管理と目標の達成のため業務を主要な経営管理の一部にすることが可能。 2. 本社環境推進室がエコ監査の最終的な責任を負う。専門的な業務に裏打ちされた正確な監査を実施することにより数値の信用性が大きく向上

分野	-19 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	ISO14001 サイトへの関連会社・委託先の取り込み（鉄鋼業）
概要	製鉄所構内で事業を展開する関連会社や委託先事業者をISO14001の範囲に含めて、同じマネジメントシステムに取り込んで公害防止活動を実施している。2000年までに製鉄所の従業員対象にシステムを構築し、順次、製品加工など構内で委託している事業者を対象範囲に拡大して、マニュアルを統一して運用する体制に拡大している。
効果	1. 環境マネジメントの範囲の中に、環境管理活動に大きく関係する関連会社や委託先事業者を含めることが可能になり、包括的に取組を実践することが可能。

分野	-20 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	情報の共有化 (石油精製・卸売業)
概要	<p>社内のイントラネットを利用して全社的に情報の共有化を行う。また、事業所類災防止の観点から、各種事例情報について、下記のような取組を通じて、事業所等に水平展開を行うとともに、法改正情報についても共有化を実施。</p> <p>(情報の共有化)</p> <p>(1)社内外の事故・トラブル情報を本社より各事業所の環境安全グループに送付。 (2)社内のイントラネット上に「環境保安情報」を設置し法改正等の要旨を掲載。 (3)社内イントラネット上に「設備履歴情報」を設置。</p> <p>(水平展開概要)</p> <p>水平展開の方法は、本社より「速報」を各事業所に送付した後、原因が判った時点で再度「詳細情報」を送付する形式。各事業所で水平展開後、結果を本社で集計。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報共有を通じて、類災事故・トラブルの削減に寄与。 2. 迅速な法対応等が可能

分野	-21 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	前年度の環境活動報告 (鉄鋼業)
概要	<p>製鉄所の前年度における環境指標の実績、教育・訓練実施状況、届け出など担当行政とのコミュニケーション状況、苦情対応状況、内部監査や第三者審査結果などのデータをもとに、製鉄所長に活動レビューとして報告して改善すべき項目を設定して、次年度の方針に反映し、その結果を環境防災の次年度計画に組み入れて活動を継続。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過年度の成果をチェック・レビューの上で、今後の活動を計画するというPDCAの基本を実践。

分野	-22 工場・現場による環境管理への取組
取組名 (業種)	社内相互環境診断 (鉄鋼業)
概要	<p>環境負荷発生元(工場)における環境管理への取組について、事業所間で同種工場が相互に診断を行い、お互いにレベルアップを図る。</p> <p>環境負荷発生元(工場)における環境管理への取組について、事業所間で同種工場が相互に診断を行い、お互いにレベルアップを図っている。相互診断体制としては、環境担当副社長をリーダーに、環境担当役員、本社環境管理部及び診断側、受診側それぞれの事業所の環境担当副所長、環境管理部門長・担当者、当該工場部門長・担当者等が参加して、管理書類のチェック、現場視察による診断を行い、その結果について意見交換、情報交換を行っている。</p> <p>診断では、単に問題点を指摘するだけでなく、優れている点も積極的に取り上げ、相互レベルアップに役立てている。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所間の相互診断が交流の機会となり、より効果的な環境管理の具体的方法を関係者が学習することが可能。

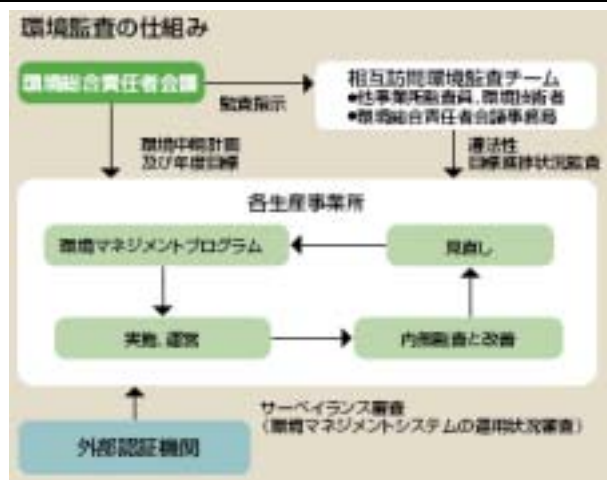
本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組

分野	-1 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・経営層）
取組名 (業種)	公害防止管理者資格取得の推進(製紙業)
概要	<p>資格保持者の育成・増強対策と従業員の環境意識向上のため、理系大学卒の新入社員を対象に、毎年、公害防止管理者資格の受験を義務付け。受験者へはテキストと問題集を配布し、さらに必要に応じて模擬テストを実施するなどして、資格取得に向けた直接的な支援も併せて提供。</p> <p>公害防止管理者資格取得を促す促進措置として、交通費を含む受験費用の全額を会社が負担したり、合格者に報奨金を支給する制度を設けたり、工場の公害防止管理者として任命登録された場合には登録費を出す、等のインセンティブを併せて制度化し、運用。</p>
効果	<p>1. 公害防止管理者資格の有資格者の層を厚くすることで、必要に合致した適切な人員配置が可能。</p> <p>2. 公害防止管理者制度を従業員に対して周知・教育する機会として機能。</p>

分野	-2 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	厳格な内部・外部監査と定期的な遵法監査の実施（一般機械）
概要	<p>同グループでは、環境定期監査として、内部の環境管理部門による「内部監査」と併せて、外部の「認証機関による審査」を定期的実施。社内内部環境監査チームによる「順法監査」は、年1回実施され、環境リスクの早期発見と回避を図れるよう、法規制などの順守レベルを確認するとともに、潜在リスクの洗い出しを実施。この内部監査によって表面化した各種不適合事項を事前に是正・適正化することにより外部の認証機関の審査にて重大な不適合の発見を事前に予知できるように対応。なお、外部監査では内部監査の不備を発見・是正することを重視。</p> <p>内部監査員のレベルアップを図るための一環としては、内部監査員に対して、能力評価をとそれに基づいた個々のトレーニングを実施。監査内容の質の維持・向上を推進。</p> <p>【2005年度内部・外部環境監査の実施による適合化の実績】 内部監査指摘内容： A. 重大な不適合 = 2件、軽微な不適合 = 92件、要観察事項 = 305件 外部監査指摘内容： B. 重大な不適合 = 0件、軽微な不適合 = 4件、要観察事項 = 5件</p>
効果	<p>1. 内部及び外部の眼の双方によるチェックを多重的に実践することで、法令等の遵守レベルを厳格にチェックするとともに、潜在的なリスクを早期に発掘することが可能。</p>

分野	-3 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	多重的な環境監査の実施(機械)
概要	<p>同社では、環境監査の手法として、事業所や事業所ごとに行う監査(第一次監査)の他に、会社の環境推進室が行うコーポレート環境監査(第二次監査)及び、外部審査登録機関による監査(第三者審査)の三重体制での環境監査を実施する体制を確立。</p> <p>【環境監査の詳細と相違点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一次監査:各社・各事業所・事業所ごとに決められている監査プログラムに沿って実施 2. 第二次監査:グループの環境リスクマネジメントと環境法規制遵守、会社経営に関連する環境マネジメント活動の推進、ISO14001への対応状況等を確認 3. 第三次監査:外部審査登録機関によるISO14001監査を実施
効果	1. 内部(社内)での2重監査の後に、外部からの監査によって計3回の監査を受けることにより、多重的チェックをかけることが可能。

分野	-4 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	内部環境監査、外部認証機関によるサーベイランス審査、相互監査を実施（輸送用機械）
概要	<p>環境総合責任者(事業所の環境対応を総括し、事業所の環境組織の運営にあたる。また事業所の環境マネジメントシステムの管理責任者としての責務を担っている社員)が出席する「環境総合責任者会議」にて決定される環境中期計画と年度目標を基にして、環境マネジメントプログラムを実施。各事業所で適切運用・継続的改善されているかを確認するため、内部環境監査、及び外部認証機関によるサーベイランス審査(環境マネジメントシステムの運用状況審査)を実施。</p> <p>環境総合責任者会議により指示を受け、<u>他事業所の技術者や監査員が客観的な立場で監査を行う「相互訪問環境監査」を毎年1回6月から8月にかけて実施。</u></p> <p>[参照] http://www.honda.co.jp/environmental-report/2006/pdf/2006_report_full.pdf</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相互訪問監査は事業所の実態をよく理解した担当者間で行われるため、潜在的なリスクやリスクの高い箇所を発見することに寄与。 2. 同社の環境管理マネジメントシステムは環境総合責任者に負うところが大きく自社独自の手法により運営。ただし当システムは外部認証機関により第三者の目から監査されることにより、内部と外部の視点のバランスが確立。



分野	-5 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	継続的指標の採用による環境安全内部監査及び査察（化学）
概要	<p>【環境安全内部監査】 事業場長が環境安全レベル向上と充実を図るため、自事業場の環境安全活動を自己点検するもの。同社の全工場で毎年1回以上実施。この監査で、製造部課の管理方針、計画に対して、実施と運営が確実に行われているかについて等の確認を、<u>チェックリストと継続的指標を用いて実施</u>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>継続的指標： 経年的な比較を可能とするため導入した数値指標。環境関係(廃棄物、有害大気、P RTR、排水の排出量等)、安全関係、労働環境衛生関係からなる。</p> </div> <p>【安全査察】 <u>経営トップ自らが、事業場長の環境安全に関する管理状況及び実施結果の成果を査察するもの</u>で、同社全工場を対象に毎年1回実施。この査察では、内部監査結果を基礎資料として、事業場長の方針、計画、管理の妥当性と浸透力を査察するとともに、継続的指標の向上度合を確認。 なお、これに準じた内部監査及び査察は、生産活動をしている国内外関係会社(36社42工場)でも2年に1回実施。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続的指標を採用することで、経年変化の分析を含め、取組の向上度や問題事象の発生を客観的に成果を観測。 2. 経営トップによる安全査察を実施することで、トップの姿勢が現場に伝わるほか、トップと現場とで共通の認識を形成する機会を確保。

分野	-6 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	全グループ工場に対する現地環境監査の実施と連絡体制の整備（製紙業）
概要	<p>同社の工場を含む連結全グループの製造加工系工場 215 箇所(一部非連結も含む)について、毎年「環境管理状況の調査書」を本社に提出させる。調査の主要ポイントは、以下のとおり。</p> <p>環境管理体制に関する事項 法定資格者に関する事項 苦情トラブルに関する事項 大気、水質、騒音、振動に関する事項 廃棄物に関する事項 エネルギーに関する事項 その他の環境パフォーマンスや社会貢献に関する事項 PRTR、容器リサイクル法などに関する事項</p> <p>さらに2年に1回の間隔で本社から工場現地に監査員が赴いて、環境保全状況を監査指導。監査の内容は主として法規制の遵守及び管理の実務についての確認であるが、<u>監査に合わせて工場の幹部及び担当者へのコンプライアンスと環境意識向上のための指導を実施</u>。また環境監査と指導活動を通じて、ISO14001 認証を取得していない工場においても、認証取得工場並みの実力を培っていくのが、この取組の第二の目的。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査と併せて環境管理の実務指導を同時に実施することで、的確な現況把握に基づいた環境管理の技術的指導と工場幹部の意識啓発を図ることが可能。

分野	-7 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組(本社・環境管理部門)																																																																													
取組名 (業種)	全社ネットワーク型環境経営の実践(電子機器)																																																																													
概要	<p>同社グループでは、拠点単位の活動と、事業部単位の活動とを縦横に組み合わせ、グループ全体で効率的にマネジメントする「全社ネットワーク環境経営」を推進。これは、環境活動の各テーマについて、課題解決のリソースの選択と集中、情報、ノウハウの共有化を行い、環境対応型製品と環境適合型事業の実現も図るもので、環境対策と環境関連業務のプラス側面(環境商品開発)とマイナス側面(環境管理業務)を同時に両立することで両側面間での相乗効果を期待。</p> <p>● サイトとカンパニーによるマネジメント</p> <p>● ネットワーク型環境経営の概念図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ</th> <th colspan="4">製品環境改善領域</th> <th colspan="3">事業系環境改善領域</th> </tr> <tr> <th>低消費電力</th> <th>化学物質削減</th> <th>鉛フリー</th> <th>グリーン調達</th> <th>省エネ</th> <th>廃棄物削減</th> <th>環境コミュニケーション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電子デバイス部門</td> <td>設計</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>生産</td> <td></td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カンパニー</td> <td>情報処理課環境部門</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子通信課環境部門</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プリント部門(集)沖データ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産サービス部門</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイト/支社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> </tr> </tbody> </table> <p>↑:個別テーマ ↑:兼用テーマ ↑:カンパニー横断テーマ</p> <p>[参照] http://www.oki.com/jp/Home/JIS/Profile/ECO/2006/pdf/eco2006_all_j.pdf</p>	テーマ	製品環境改善領域				事業系環境改善領域			低消費電力	化学物質削減	鉛フリー	グリーン調達	省エネ	廃棄物削減	環境コミュニケーション	本社	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	電子デバイス部門	設計	↑	↑		↑	↑	↑	生産			↑	↑			カンパニー	情報処理課環境部門	↑	↑	↑	↑	↑		電子通信課環境部門	↑	↑	↑				プリント部門(集)沖データ					↑	↑		生産サービス部門					↑	↑		サイト/支社					↑	↑	↑
テーマ	製品環境改善領域				事業系環境改善領域																																																																									
	低消費電力	化学物質削減	鉛フリー	グリーン調達	省エネ	廃棄物削減	環境コミュニケーション																																																																							
本社	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓																																																																							
電子デバイス部門	設計	↑	↑		↑	↑	↑																																																																							
	生産			↑	↑																																																																									
カンパニー	情報処理課環境部門	↑	↑	↑	↑	↑																																																																								
	電子通信課環境部門	↑	↑	↑																																																																										
プリント部門(集)沖データ					↑	↑																																																																								
生産サービス部門					↑	↑																																																																								
サイト/支社					↑	↑	↑																																																																							
効果	<ol style="list-style-type: none"> 個々の環境管理分野の目標が明確に示され、また分野による各部門との協力体制が明確で効率的な環境管理活動が可能。 拠点管理責任者は本社の意向に沿った管理業務体制。各事業所において独立性を保った立場を確保。 環境関連の業務を全社で推進することにより、会社の環境部門の孤立化と専門化を防止。 																																																																													

分野	-8 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組 (本社・環境管理部門)
取組名 (業種)	公害防止協定等に関するデータの不適切な取扱い防止策の実践 (石油精製・卸売業)
概要	<p>データの不適切取扱いを防止する取組として、以下の方策を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 全従業員及び関係者に環境管理の重要性を認識させ、コンプライアンスを再徹底。 環境管理業務のチェック機能が確実に実施できるように環境管理業務を見直し・改善。 環境管理システムを改善・強化。 現在定期的に所内で実施する ISO 内部監査の中で、<u>環境関係の測定データと報告データとの照合確認</u>を追加実施。また、現在年1回実施する本社による安全環境監査メンバーの中に環境監査員を新たに加え、測定データと報告データとの照合を実施する等、環境面の監査を強化。
効果	<ol style="list-style-type: none"> 測定データと報告データの照合をシステムとして実施することで、データの不適切な取扱いの発生に対する牽制効果を期待。

分野	-9 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組 (本社・環境管理部門)
取組名 (業種)	環境管理情報のデータベース化と全社共有化 (化学)
概要	<p>環境と安全に関する実績を全社で共有し、データの信頼性と透明性を向上させるためのデータベースを独自開発。これにより本社と各工場の担当者が他工場環境負荷の数値状況をイントラネットで確認できると同時に、会社方針や各種の環境及び安全管理の最新情報を現場サイドにスムーズに伝達することが可能、環境管理情報についての全社的な共通理解を促進。</p> <p>なお、この取組は、2005年度時点では、国内の生産事業所・研究所のみの運用であったが、今後は順次グループ全体への運用範囲を拡げ、グループ全体の環境管データの把握に役立てる。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専用のデータベースの全社での共有により、データの改ざんや不正が容易には行えない体制を構築。 2. グループ全体を網羅した自社独自の環境情報のデータベース化によりグループ一体となった広域で統合的な環境マネジメントを進めることが可能。

分野	-10 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組 (本社・環境管理部門)
取組名 (業種)	本社及び全グループ会社工場との連絡網の確立 (製紙業)
概要	<p>全グループ会社に対して本社から重要な情報などを伝達するシステムを構築。連絡内容としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社からの注意指示事項の周知 ・ グループ全体の取決め事項の周知 ・ 法規制動向の連絡 ・ 他工場環境苦情やトラブル情報の連絡・共有 ・ その他の環境情報など <p>この連絡システムを通じてグループの連携を強化。なお連絡網は人事異動、組織変更などに対応するため定期的に見直しを実施。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境管理に必要な情報が、適切に周知される。また定期的な連絡網の点検、見直しにより、連絡もれを回避。

分野	-11 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組(本社・経営層)
取組名 (業種)	経営層の環境方針の審議、工場環境管理室長の教育 (製紙業)
概要	<p>経営層、工場長による環境委員会は、本社の環境経営部が事務局となり、主要関係会社を含む本社の経営層及び工場長が集まり、環境委員会を年 1 回開催するもの。委員会では環境の情報と今後の環境経営について討議し、方針を決定。</p> <p>同社主要工場の環境管理室長を、年 2 回、各 2 日間招集し、環境保全部会(環境管理室長会議)を開催。会議では工場の環境管理状況やトピックスの報告、本社からは最新の法規制情報や環境課題などを説明。また外部講師による講話、環境関連設備の見学会なども実施。<u>この会議を通じて工場間の情報交換もでき、工場の環境管理室長のレベルアップが実現。</u></p> <p>環境監査には工場の環境管理室長もできる限り出席して監査員として加わってもらうことで、他工場の長所・短所を学ぶ機会として機能。</p>
効果	1. 会議による工場長間の交流、他工場の監査に参加することで、工場長の意識向上が実現。

分野	-12 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組 (本社・経営層)
取組名 (業種)	グループで環境安全マネジメントシステムを一元管理
概要	<p>自社の「環境・安全・製品安全に関する基本理念」をベースに環境安全年度方針、環境安全目的・目標、計画を定め、環境マネジメントシステム (ISO14001) と労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) を統合した環境安全マネジメントシステムを推進。年度の環境方針は環境安全委員会の審議を経て、最終的に社長が決定。この方針はグループの環境安全担当で構成する環境安全会議の席にて周知。環境安全担当者は該当方針を基に業種・業容に応じて方針・目的目標・計画を定め、活動が実施。その結果は事業所長、事業部門長あるいは関係会社社長に報告。</p> <p>【参照】 http://www.kyowa.co.jp/csr/sustain/2006j/documents/er2006j.pdf</p>
効果	1. PDCAサイクルに忠実に則った環境マネジメントシステムでグループ全体を一元管理。

分野	-13 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	企業情報開示体制の構築(ゴム製品製造)
概要	<p>グループではすべてのステークホルダーとの相互理解を深め、信頼関係を構築するためには、適切かつ積極的な情報開示と、これに基づく双方向のコミュニケーション活動が重要であると認識。2005年12月にこの考えをグループ全体で実践していくための指針として「企業情報開示理念」を明文化。同時に、具体的な「開示内容」「開示体制」などに関する基本的な事項を「企業情報開示規則」として定め、社内の情報開示体制を構築。</p> <p>2006年度からは理念の徹底と具体的な情報開示を行うために、社内各部署の企業情報連絡責任者を集めた「情報連絡会」を開催。これらを通じて、グループの事業活動に関する情報開示を、適時・適切で、公平かつ分かりやすいものにするように実践。</p>
効果	1. 「企業情報は開示するものである」という基本原則を社内に浸透させることにより、万が一の事故が発生した場合、企業文化として積極的に情報を開示する風土の構築を促進。

分野	-14 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・経営層）
取組名 (業種)	全社的なリスク管理体制の構築（ゴム製品製造）
概要	<p>過去に発生した自社工場の火災事故の反省と教訓を踏まえ、2004年にリスク管理管掌(CRO:チーフ・リスクマネジメント・オフィサー)を設置し、経営トップである社長が役職を兼務。また同時にCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)、管理管掌執行役員、安全品質環境執行役員、法務総務広報担当執行役員、法務室長からなる「リスク管理委員会」を設置。さらに「リスク管理基本マニュアル」を制定。この基本マニュアルに基づき、各部門に設置しているリスク管理担当者への教育や緊急時の対応体制の見直しなどを実施。(下図参照)</p> <p>リスク管理体制</p> <p>取締役会</p> <p>CRO (社長が兼務)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理基本方針と行動目標の決定 全社のリスク管理に関する基本計画の決定 リスク管理基本計画の推進状況フォロー リスク管理体制維持のための仕組み構築 リスク管理システムのレビュー 全社的緊急時の対応と指揮 <p>リスク管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理基本方針、行動目標、体制等の審議 リスク管理基本計画の審議 リスク管理推進状況のフォロー リスク管理システムのレビュー <p>執行役員 事業所長・本部長 (リスク管理責任者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自部門のリスク管理方針と行動目標の設定 平常時のリスクの洗い出しと対策の推進 事業継続計画 (BCP) 対象リスクの洗い出し (特定・評価) BCPの策定 教育・訓練の実施とテスト (シミュレーション) の実施 自部門内のリスク管理システムのレビュー 緊急時の体制づくりと緊急時対応の指揮 緊急時に必要な施設・設備・備品等の整備 <p>リスク管理統括部署</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会の事務局 リスク管理体制の整備 リスク管理状況の把握・改善・フォロー 個別リスク上昇時のアラーム発信 リスクモニタリングの報告 <p>[参照] http://www.bridgestone.co.jp/activity/report/pdf/2006/2006kankyuu_report.pdf</p>
効果	<p>1. 実際に発生した事故を教訓に管理態勢を早急に構築したことにより実践的な体制が完成。</p> <p>2. 社長がリスク部門長を兼務するとともに、専任のコンプライアンス役員を配置。明確な責任と業務の体制が構築。</p>

分野	-15 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	“客観的な外部の目システム”（客観的な検証システム）の導入（建設）
概要	各建設現場内の関連会社で「安全環境協議会」を組織し、安全管理、環境管理の現場パトロールを行って場内の整理・整頓・清掃・清潔状況をチェックし、改善すべき点を協議し検討。 プロジェクト進行に直接かわらない管理部門が、 <u>第三者的な冷めた目で事前リスクを洗い出し、その結果と対応をプロジェクト部隊に指導・助言。また、チェック結果は経営陣に報告され、必要な指示が出される。</u> なお、年度単位でEPC（設計・調達・建設）活動、オフィス活動、研究開発活動の3区分において内部監査を実施。
効果	1. 客観的な外部の目（監査）により、情実監査や馴れ合い監査を未然に防止することによりリスクを低減。 2. 監査に関する改善提案において公正で公平な助言を与えることが可能。

分野	-16 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	グループ環境監査と緊急時企業存続マネジメント（食品）
概要	本社環境管理室により、環境基本方針や目標の達成状況、法令順守の状況を確認するため、グループ環境監査を実施。結果は、経営トップ、監査室、環境保全推進委員会に報告。 また災害時リスクにおける事業継続管理の強化を目的に、 <u>2006年度より「危機管理委員会」の下部組織として「災害分科会」、グループ各社ごとに「BCP（業務継続計画）委員会」を設置する予定。</u>
効果	1. 災害時リスク管理の一環として「危機管理委員会」及びその下部組織として「災害分科会」を設置することで、明確な組織上の役割分担が完成。

分野	-17 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	独自の環境内部監査体制による多重的なチェックの実施（電子機器）
概要	海外を含むグループ全社に適用する共通の「環境方針」を制定。毎年環境活動目標の設定とその進捗状況を検証し、全社的な取組を推進。監査では、グループ各社でのISO14001の規格に基づいた定期的な環境内部監査と共に、グループの「環境マネジメント統合システム」を運用していくために海外の関連会社を含めた独自の統合環境監査システムを運用。多重的な内部監査体制を実現。
効果	1. 「環境マネジメント統合システム」の運用により海外を含めたグループ全体での環境管理が完成。 2. ISO14001と関連付けることによるPDCAサイクルの有効な展開。

分野	-18 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）																
取組名 (業種)	グループとして総合的な環境安全監査の実施(医薬品)																
概要	<p>同社及び関係会社(海外子会社を含める)の環境安全監査を、品質保証・環境安全部と事業場・関係会社を所管とする事業部門、及び関係会社の環境安全担当部署の監査員で実施。</p> <p>環境安全監査</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>全事業所(9工場、2研究所、8販売拠点、本社) 17連結・非連結子会社(生産、工事、運輸)</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>方針、目的・目標の進捗状況、環境安全関連法のコンプライアンス、環境安全関連のリスクマネジメント、エコプロジェクトの進捗状況 等</td> </tr> <tr> <td>監査員</td> <td>環境安全担当役員、ISO審査員補資格者、事業部門及び環境安全担当者、労働組合代表</td> </tr> <tr> <td>頻度</td> <td>連結・非連結子会社 1回/年 海外子会社 1回/3年</td> </tr> </table> <p>安全監査の主な指摘事項</p> <table border="1"> <tr><td>・業務委託契約の改善</td></tr> <tr><td>・化学物質の管理強化</td></tr> <tr><td>・リスクアセスメントの質向上</td></tr> <tr><td>・産業医活用法の改善</td></tr> <tr><td>・エタノールの保管方法の改善 等</td></tr> </table> <p>環境監査の主な指摘事項</p> <table border="1"> <tr><td>・省エネへの取組強化</td></tr> <tr><td>・排水口データの保管方法改善</td></tr> <tr><td>・揮発性有機化合物のモニタリング強化</td></tr> </table> <p>[参照] http://www.kyowa.co.jp/csr/sustain/2006j/documents/er2006j.pdf</p> <p>また生産・物流拠点の分散化、建物の耐震補強、マニュアル整備等のハード・ソフト対策を実施、さらに計画的見直しを推進。緊急時の連絡体制を充実し、自身防災訓練として事業場単独から本社とタイアップした、より機能的な訓練を推進。</p>	対象	全事業所(9工場、2研究所、8販売拠点、本社) 17連結・非連結子会社(生産、工事、運輸)	項目	方針、目的・目標の進捗状況、環境安全関連法のコンプライアンス、環境安全関連のリスクマネジメント、エコプロジェクトの進捗状況 等	監査員	環境安全担当役員、ISO審査員補資格者、事業部門及び環境安全担当者、労働組合代表	頻度	連結・非連結子会社 1回/年 海外子会社 1回/3年	・業務委託契約の改善	・化学物質の管理強化	・リスクアセスメントの質向上	・産業医活用法の改善	・エタノールの保管方法の改善 等	・省エネへの取組強化	・排水口データの保管方法改善	・揮発性有機化合物のモニタリング強化
対象	全事業所(9工場、2研究所、8販売拠点、本社) 17連結・非連結子会社(生産、工事、運輸)																
項目	方針、目的・目標の進捗状況、環境安全関連法のコンプライアンス、環境安全関連のリスクマネジメント、エコプロジェクトの進捗状況 等																
監査員	環境安全担当役員、ISO審査員補資格者、事業部門及び環境安全担当者、労働組合代表																
頻度	連結・非連結子会社 1回/年 海外子会社 1回/3年																
・業務委託契約の改善																	
・化学物質の管理強化																	
・リスクアセスメントの質向上																	
・産業医活用法の改善																	
・エタノールの保管方法の改善 等																	
・省エネへの取組強化																	
・排水口データの保管方法改善																	
・揮発性有機化合物のモニタリング強化																	
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境監査の主な指摘事項として化学物質の取組と共に「業務委託契約」の改善等、マネジメント部門のチェックを重点項目とすることにより、システム・化学物質両面の安全管理を推進することが可能。 2. 事業場単位だけの防災訓練ではなく、本社と連携することにより、実際の災害時による具体的な訓練計画を立案することが可能。 																

分野	-19 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	相互環境内部監査体制による多重的なチェックの実施（電機機器）
概要	<p>監査プロセスの客観性と公平性を確保するため、本社の環境推進室が相互監査計画を立案して監査を実施。関係会社についても2005年度より相互監査を実施し、監査の客観性を向上。</p> <p>またボイラー等からの排出ガス、工場排水、悪臭、騒音、振動について法律、条例による規制よりも厳しい自主基準を設定し管理。相互監査の際には当数値を基準に評価を実施。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境推進室への監査権限の集中をなくすことで、監査の客観性を担保。 2. 各種環境リスクに対する自主基準の設定により、企業として主体的な姿勢を確保。

分野	-20 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組(本社・経営層)
取組名 (業種)	社長をトップとしたグループ一体の環境推進体制の運営(電機)
概要	<p>本社の社長をトップに「環境委員会」(本社)と「グループ環境会議」(グループ)が環境行動計画を 実践。この2つの組織を利用した組織全体への明確なトップダウン方式の推進体制を取ることに より、グループ連結環境経営を推進。また年に1回本社の経営トップが議長を務めるグループ経営 会議を開催することにより、各方針や計画を各グループで整合・共有化し、海外を含めたグルー プ一体の環境マネジメントシステムを展開。</p> <p>全従業員の7%にあたる100名の内部環境監査員を配置。また公認環境審査員の登録審査員も 3名存在。本社においては各事業所ごとに相互監査を展開し、客観性を確保した監査を実施。</p> <p>年1回、最高経営責任者が議長を務める「グループ環境会議」を開催。本社役員やグループ会社 最高経営責任者が集まり、環境保全活動の成果と是正、環境情報の共有化、環境重要事項の審 議等を実施。</p> <p>本社や各事業所の環境・法務・総務・事業部門の委員からなる「環境リスクマネジメント委員会」を 設置。2005年度は幹部への環境リスク講習会、環境リスク情報の一元化、専門対策本部の設置、 現状調査等の具体的な活動を実施。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社とグループを牽引する環境委員会とグループ環境会議がトップダウン方式により通常業 務と同様の優先度を持って取り組まれている(「環境管理」という認識が低い)ことによる効率 的な展開が可能。 2. 環境管理部門が「委員会形式」を採用。そのため「環境リスクマネジメント委員会」に多数の本 社部門が関連。環境部門の部署が対応に特化することないため、各部門からの協力や有効 な資源を受給することが可能。そのため全社・グループ全体に対する浸透度が「環境部門」1 部門で行うよりも効率的。

分野	-21 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組 (本社・経営層)
取組名 (業種)	グループ全体に適用する明確な環境方針と独自の厳しい排水基準値の設定 (電子機器)
概要	<p>海外を含むグループ全社に適用する環境方針を制定。また毎年環境活動目標とその達成状況を 検証し、環境分野での継続的改善に向けて全社員で取組実施。</p> <p>国内・海外での生産拠点の排水の水質管理は各地で適用される排水規制値の「2分の1」を社内 の具体的な管理値とし、定期的に排水の自主分析を実施。その分析結果は常時本社へ報告さ れ、環境負荷削減専門部会で傾向を分析し、管理。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外で共通の環境方針を採用することによりグループ全体で環境管理分野に関する共通 認識を保持することが可能。 2. 水質管理の自主基準を排水規制値の「2分の1」に設定することにより、高水準の環境管理 活動の推進を自らに課しこの分野での高いパフォーマンスを達成。

分野	-22 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	グループでの環境保全管理目標の共有化と第三者審査の実施(化学)
概要	<p>同社は、自社及び国内グループ会社(17社)を対象に、特に重要と思われる環境課題について、グループ一体となった共有化目標を設定し、その達成に向けた活動を展開。なかでも、CO₂、省エネ、PRTR、廃棄物については、具体的な数値目標(削減目標)を掲げて、一段と対応を強化。削減目標については、単なる掛け声ではなく、各社それぞれの実行計画を積み上げて設定。実績データは、CSRレポート等で公表。</p> <p>実績データについては、本社が各社の実績フォローを行なうとともに、外部専門機関による第三者審査を受審することで、その数値の正確化、信頼性、透明性の確保に配慮。</p>
	<p>グループ削減目標と実績</p> <p>●エネルギー消費原単位指数の推移 ●CO₂排出原単位指数の推移 ●PRTR排出量(大気・水域)の推移 ●廃棄物物理立量の推移</p> <p>[参照] http://www.sumitomo-chem.co.jp/japanese/csr/pdf/2006/csr_report2006.pdf</p>
効果	1. 目標を共有化することで、グループ全体をつらぬく方針の浸透、取組展開の努力の方向性を統合することが可能。

分野	-23 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	環境管理監査（石油精製業）
概要	<p>社長、副社長で構成される業務執行委員会直属の安全統制・業務監査室による各種環境データのチェックとコンプライアンス・レビューを、年1回実施。</p> <p>レビュー概要：社内では定められている環境管理体制、規程基準に対し、確実にシステムが機能していることを確認するとともに、遵法について確認することを目的として実施。</p> <p>主軸とするチェック視点は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公害防止の観点(公害防止観点での所内の現状を確認) 2. 環境問題が発生した場合の対応の観点 3. データ管理の観点(官庁への報告書のレポートの作成の流れを追って確認し、データの取扱いに不備が無いことを確認)
効果	1. 客観的な監査により、担当者任せにすることによる管理上のリスクを排除。

分野	-24 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
----	---

取組名 (業種)	【環境査察】の実施 (石油精製・卸売業)
概要	<p>製油所については安全環境部担当役員を班長とする査察班により、年1回環境査察を実施。査察は現場視察、資料調査、聴き取り調査により環境管理の状況を確認。</p> <p>査察先： 査察先としては、製油所で1回/年実施。査察の内容、方法は対象部署に合わせて調整。他にも研究所(1回/2年)、油槽所(1回/3年)、販売、物流、事業開発の本社主管部署(1回/年)、比較的規模の大きい関係会社の工場(1回/2年)に対しても環境査察を実施。</p> <p>査察内容： 製油所に対する環境査察は2つのパートで実施。 1. 製油所の1年間の環境管理の状況、環境関連の課題、環境関係の取組について、製油所側から査察班へ報告が行われ、必要に応じて、査察班から改善勧告、提言。 2. 実務査察として、あらかじめ定めたテーマについて、本社の安全環境部の担当者が製油所の担当者からヒアリングを行い、必要に応じて、現場視察、書類の確認を実施。</p>
効果	<p>1. 安全環境担当役員以下の本社関係者と製油所の管理者との間で、製油所の環境管理の状況と環境課題について確認、共有化が可能。</p> <p>2. 実務査察では、概要にとどまらず、テーマを絞って、担当へのヒアリング等を行うことにより、より深い内容の確認が可能。</p>

分野	-25 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組 (本社・環境管理部門)
取組名 (業種)	コンプライアンスチェックの実施 (石油精製・卸売業)
概要	<p>年に1回、下記のような取組を通じて、全社的に関係法令に関する詳細なコンプライアンスチェックを実施。</p> <p>(コンプライアンスチェック概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1回全社、全グループで業務上関係する法令と業務との間で問題となる点がないか一斉にチェックを実施。 ・ チェック期間の設定、実施依頼は、総務部が実施。 ・ チェックは各グループ内で実施。 ・ 疑問を感じた項目は、すべてリスト化。 <p>結果は本社CSR推進部で取りまとめ、関係グループで検討及び対応を実施。</p>
効果	<p>1. コンプライアンス上問題となる可能性のある芽を早期に発見することにより、問題が大きく前に対応することが可能。</p>

分野	- 26 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組 (本社・環境管理部門)
取組名 (業種)	社長査察の実施 (石油精製・卸売業)
概要	<p>ISO14001による内部・外部監査を実施するとともに、社長査察を実施</p> <p>(社長査察概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社長を団長とした査察団により全事業所の査察を毎年1回実施。 ・ 査察団は、社長以下、他事業所所長、グループ他社社長、本社部長等で構成。 ・ 半日から1日掛けて、環境・安全に関する取組について査察を実施。 ・ 全事業所員に、直接社長より、環境・安全に関する方針を説明。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所側から環境・安全活動等の説明を実施。 ・ 運転現場での活動報告や運転員との意見交換を実施。 ・ 査察団から環境・安全活動に関する講評・指摘等の実施。
効果	1. 運転員をはじめ事業所員全員が、環境・安全に関するトップの考え方を直接聞くことにより業務における方向性を明確にできるとともに、意識が高揚。

分野	-27 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	環境防災監査と第三者審査の実施（鉄鋼業）
概要	<p>製鉄所の環境マネジメントシステムが適正なことを製鉄所ごとに本社環境部主催の環境防災監査や第三者の審査会社による登録審査で確認。</p> <p>環境防災監査では、排水濃度や排ガス濃度の測定結果について実際に点検した結果を現地で確認。第三者審査では、測定頻度などルールに則って実施されているかを現地で審査機関が確認。</p>
効果	1. 本社や第三者の監査により、現場で測定結果を実地に確認することで、「担当者任せ」にならないようチェック。さらに第三者審査を行なうことで、仕組全体に対する牽制効果を確保。

分野	-28 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	本社監査部による環境監査（鉄鋼業）
概要	<p>本社監査部に環境専門の担当者を配置し、グループ会社を含めて環境監査を実施。監査側は本社監査部、環境管理部及び外部コンサルタントで構成され、製鉄所及びグループ会社の環境管理部門を監査受入担当部署として、以下の観点で聴取、書類確認だけでなく現場確認も含めて監査。</p> <p>【主な監査の観点】</p> <p>環境管理体制 環境保全状況 行政報告・届出状況 廃棄物管理状況</p> <p>監査結果は、経営トップが確実に把握できるよう全て社長まで報告するとともに、グループ会社分は各社の社長にも直接報告。</p>
効果	1. 本社の専門家による監査によってチェックをかけ、環境管理等の取組を随時、牽制。

分野	-29 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・経営層）
取組名 (業種)	環境経営委員会による取組（鉄鋼業）
概要	環境担当副社長を委員長とする委員会を組織し、年2回製鉄所の環境保全活動をレビューして必要な改善方針を審議。この中で、他事業者の事例等を参考に同社のリスクについて審議し、排水対策等を計画して実行。
効果	1. 環境経営に関する委員会を定期的実施することで、監視・問題点発掘・リスク評価や対応について恒常的に検討することが可能。

分野	-30 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	環境マネジメントネットワークシステム（鉄鋼業）
概要	<p>イントラネット上に、グループ会社も含めて利用できる環境管理専門の情報システムを構築。意思決定事項や環境関連情報の配信、リスク・トラブルの伝達とその解決方法の支援など、グループ全体の環境マネジメントレベルの向上に活用。</p> <p>情報配信については、最新掲載事項について都度電子メールで担当者に連絡する仕組みとして情報共有漏れを防止。また、主要テーマ毎（地球温暖化防止、廃棄物・リサイクル、化学物質管理等）のメニューを用意。</p>
効果	1. 情報共有・組織内コミュニケーションの効率化

分野	-31 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	CSR会議（鉄鋼業）
概要	<p>社長を議長とするCSR会議を設置し、その中に当社として重点的に取り組むべき分野毎に12の委員会・部会を設置。</p> <p>環境分野については「地球環境委員会」があり、社長を委員長に、会長、副社長、事業所長を含む関係役員、監査役等にて構成され、同社の環境中期計画、年度計画の策定・フォロー、重要実施事項の進捗状況について審議を実施。</p>
効果	1. CSR(企業の社会的責任)を全社的に推進する体制の整備

分野	-32 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・経営層）
取組名 (業種)	環境行動計画（石油精製業）
概要	<p>環境行動計画の中で、環境保全活動の目標を毎年策定。 部門毎に活動に取り組み、半年毎に各部門より活動結果を報告。 その報告を一括して取りまとめ、環境保全委員会でフォローし、年間の結果をマネジメントに報告。</p> <p>(環境行動計画の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内全部門（運転、事務すべての部門）で計画を立て遂行。 ・策定の主軸としては以下の項目。これに該当する小項目の部門毎の計画を策定。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法規制の遵守 2. 環境事故ゼロ 3. 廃棄物の削減・リサイクル化の推進 4. 有害物質の削減 5. CO2の削減 6. 地元地域とのコミュニケーション 7. 緊急時対応能力の向上

	環境行動計画の活動状況は半年毎に、各部門より結果報告を受けて取りまとめ、その結果について環境保全委員会で精査し、達成度が低いものについては改善案を検討審議し、活動へ反映。年間の結果をマネジメントに報告。
効果	1. 環境管理の目標の浸透及び実際の取組を推進するツールとして、環境行動計画を活用。

分野	-33 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・経営層）
取組名 (業種)	環境中期計画の策定（石油精製・卸売業）
概要	<p>2002年12月に環境中期計画を策定、公表。また、2005年5月に策定・公表した第二次連結中期経営計画では「経営・環境・社会」の3つの側面からの企業価値の向上を目指し、地球温暖化、省資源化などを重点課題として設定し、取り組みを強化。</p> <p>エネルギー及び石油関連製品供給企業として事業を通して環境問題に対する先進的な取組みを実行し、地球環境と調和した豊かな社会を形成することに貢献し、社会から信頼される企業になることを目指すとし、5項目の重点課題と設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化防止への貢献 2. 省資源化対策への取組み 3. 環境汚染リスクの最小化 4. 環境経営基盤の強化 5. 環境コミュニケーションの拡充 <p>特に公害防止に関連しては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グループにおける環境活動の管理体制強化 2. ISO14001 環境管理システム認証事業所拡大を通してのデータの監査 3. 地球温暖化防止、省資源、環境汚染リスク最小化 <p>を掲げて、取組を推進。</p>
効果	1. 注力する方向が明確になり、より確実な環境マネジメントの推進に寄与。

分野	-34 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・経営層）
取組名 (業種)	中期環境経営計画の策定（石油精製・卸売業）
概要	<p>「中期環境経営計画」を策定することで、グループ会社を網羅した環境経営の推進を明確化するとともに、継続的な環境負荷の低減に取り組む上での方針を明示。</p> <p>（中期環境経営計画概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該計画は次の具体的4つの施策で構成。 <ol style="list-style-type: none"> (1) マネジメント体制の確立 (2) 製品サービスにおける環境対応 (3) 環境負荷低減への取組 (4) その他の環境活動 2. 公害防止に関する環境管理の側面 <ol style="list-style-type: none"> (1) マネジメント体制の確立の中でグループ全体として環境マネジメント体制を強化。公害防止等のコンプライアンスについてPDCA手法により公害防止に関する環境管理を実践。
効果	1. グループ会社一体となった環境経営の推進という認識が定着

分野	-35 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・経営層）
取組名 (業種)	【経営理念と企業行動指針】の制定、運用（石油精製・卸売業）
概要	<p>2003年、21世紀の長期的な事業展開を見据えて経営の基本姿勢を確認するため、「グループ経営理念」として『調和と共生』『未来価値の創造』を設定。また、この経営理念をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・社員が職務を遂行する際の行動指針とするため、従来からの社内関連規程・マニュアルを取りまとめて「グループ企業倫理規程(企業行動指針)」を制定、運用。この企業行動指針の中で環境保全活動について、以下のような指針を掲げ社員に周知。</p> <p>環境保全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題を最重要課題の一つと位置付け、積極的に環境保全に取り組む。 ・資材購入、研究・開発・製造・物流・販売及び廃棄等の事業活動のあらゆる過程で、省資源・省エネルギーや汚染物質排出削減に取り組み、環境負荷の最小化を図る。 ・新規事業、製品の開発及び供給、大型設備の導入、大規模工事の実施等の事業計画に対して、環境への影響に配慮し、必要に応じ予防措置に努める。 ・より環境負荷の低い製品の開発や新エネルギー事業など環境保全型の技術開発に積極的に取り組む。 ・廃棄物削減・リサイクルに積極的に取り組み、循環型経済社会の構築に寄与する。 ・国内外を問わず、環境技術の移転や自然保護活動への支援を積極的に行う。 <p>方針の運用に係る取組の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全社員に経営理念を記載した携帯用のカードを配布、携帯。 ・コンプライアンス意識の浸透のため、全事業所への研修や浸透度チェックのためのアンケートを実施。 ・2005年度には、社員が企業行動指針をより身近なものとして理解するため、環境管理に関する項目を含む、行動指針への補足的説明を加えたテキストブックを策定。 ・内容の解説のため、各事業所での巡回研修を実施。
効果	1. 方針の全社的周知が図られるとともに、アンケートの実施により定着度を把握することが可能

分野	-36 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）													
取組名 (業種)	環境会計の導入（石油精製業）													
概要	<p>2003年度から環境会計を導入し、環境改善投資額と環境維持費用の集計結果を2004年度から公開。</p> <p>(環境会計の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境コストの分類と定義については環境省の「環境会計ガイドライン2005年度版」に則り、6項目(保全コスト、上・下流コスト、管理活動コスト、研究開発コスト、社会活動コスト、環境損傷コスト)に分けて、それぞれの投資額・費用額を算出。 ・同社の特徴としては、重油低硫黄化、ガソリン・軽油のサルファーフリー化、ガソリンのベンゼン低減化など、環境物品を提供する為の追加コストが環境投資・費用の大半。 ・社会活動コストとしては、毎年、国・川崎市に支払う、公害患者・遺族のための「公害健康保険補償」(国:公健法賦課金,市:市拠出金)が主要項目。 ・より分かりやすく、見やすい環境会計を目指して、2007年発行のCSRレポートには、グラフを使用してビジュアル化を行うほか、環境関連投資額、環境保全に伴う具体的効果を表すほか、資源循環の取組として、「有価物の売却額」「廃棄物の再利用・再資源化」などもについても記載。 <p>(環境会計の集計結果の事例(イメージ))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取組内容</th> <th>投資額</th> <th>維持</th> <th>詳細/効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	取組内容	投資額	維持	詳細/効果					
項目	取組内容	投資額	維持	詳細/効果										

				費用額	
	保全コスト	公害防止コスト 地球環境保全コスト 資源循環コスト			
	上・下流コスト				
	管理活動コスト				
	研究開発コスト				
	社会活動コスト				
	環境損傷コスト				
	合計				
効果	1. 誰にでも認識できるよう、環境コストを可視化。 2. CSRレポートに記載することで、説明責任を果たすツールとして活用。				


分野	-37 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	内部通報制度の運用（石油精製・卸売業）
概要	<p>法令に違反する行為または違反するおそれのある行為を発見し通報した従業員に対して不利益な取扱いをしないことを制度化。</p> <p>(内部通報制度概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスホットライン規程の制定。 ・ 当該規程の運用統括責任者は、社長。 ・ 通報窓口は、基本的に総務部長又は社外窓口弁護士。 ・ 当該規程の中には、情報の取扱い方法、確認調査、是正、通報者の保護について規程。
効果	1. コンプライアンス体制の強化。

分野	-38 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組（本社・環境管理部門）
取組名 (業種)	関係会社環境会議（鉄鋼業）
概要	<p>公害防止施設を保有する関係会社を年2回招集し、法令の動向や運用状況の調査からリスクを特定して対応について意見交換を実施。</p> <p>会議に参加する関係会社は、子会社と持分法適用会社。産業廃棄物を排出し、環境対策施設を保有している事業所に必要な法改正の動向紹介、他社の事件事例紹介、関係会社の点検活動調査結果から課題となったPCB含有機器の保管の適正化やISO14001の規格説明などを実施。</p>
効果	1. 関係会社を含むグループ全体の環境管理の取組として実践。

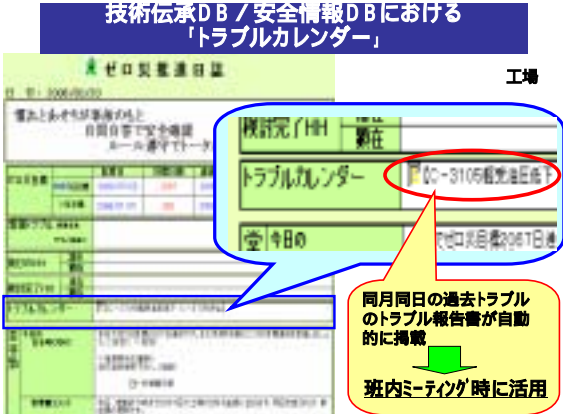
分野	-39 本社・環境管理部門による全社的な環境管理への取組(本社・環境管理部門)
取組名 (業種)	各種会議、情報交換会の実施（化学）
概要	環境管理の取組を、現場を含め全社的に周知徹底するとともに、情報や意識を共有化するため


	<p>に、以下のように、様々なレベルで会議や情報交換会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所長会議(1回/1~2ヶ月)、環安部長会議(1回/2~3ヶ月) ・環境担当者会議の開催(2~3回/年):規制動向伝達・活動進捗確認 ・本社担当役員によるRC監査(1回/年) ・グループ会社との情報交換会(1回/月) ・環境規制動向の社内・グループ会社への配信(1回/月):業界団体情報
効果	<p>1. 部門間やグループ企業間との情報交流により、セクショナリズムを克服する情報共有化・意識の徹底を実現。</p>

従業員教育の在り方

分野	-1 従業員教育の在り方	
取組名 (業種)	マンツーマンでの教育技による環境技術の伝承 (化学)	
概要	<p>会社では1993年度より65歳までの「再雇用制度」を設置・運用してきたが、2006年度4月に「改正高齢者雇用安定法」を機に、グループ各社へ制度を導入。</p> <p>この制度を活用し、2005年よりベテランと若手従業員がペアになってベテランの蓄積された暗黙知を若手に伝える活動を技術部門を中心に積極的に実施。</p>	<p>2005年から始めている今回の取組みは、2006年からの定年退職者増に備え、再雇用された従業員と若手従業員がペアを組んで業務を行うものです。定年後の従業員の生活の安定と、若手従業員に対して確実に技能を伝承していくことをねらいとしています。とくに、技術系部門では、固有の技術をいかにして伝えていくかを念頭に、ベテラン従業員が丁寧に指導をしています。</p>  <p>技術指導の様子</p>
効果	<p>1. 雇用期間の延長目的だけでなく、従業員の長年のキャリアの中で培ってきた様々な環境管理を含めたノウハウを継承し、グループ全体で活用していくための仕組みとして機能。</p> <p>2. 2007年度問題(定年者の大量離職)による技術の喪失リスクに対応。</p>	

【参照】<http://www.sekisui.co.jp/eco/report2006/pdf/sekisui2006all.pdf>

分野	-2 従業員教育の在り方	
取組名 (業種)	過去のトラブル事例のデータベース化・トラブルカレンダーの作成 (化学)	
概要	<p>環境管理上の事案を含め、過去の失敗・トラブル事例のほか、日常的に発生するヒヤリハット事例(大きな事故に繋がらなかったがその危険性ははらむ事例)を収集・解析し、<u>代表的なトラブル事例について教訓の解説を行うデータベースを構築</u>することで、化学物質・プラント分野における災害・汚染発生の防止を目的とする教訓や知識を体系的に整理。</p> <p>またデータベース上に、「トラブル・カレンダー」を設置。ゼロ災害推進日誌上に、<u>過去の同月同日に発生した類似トラブルを自動的に掲載</u>することで、季節要因によるトラブル発生可能性を周知。班内ミーティング時等、従業員等の注意喚起や啓発活動で活用。</p>	
概要	<p>技術伝承DB / 安全情報DBにおける「トラブルカレンダー」</p> 	
効果	<p>1. 実際に起きたトラブルやヒヤリハット事例を素材とすることで、現場の実情に適合した、実際的で実効性の高い環境管理の知識やノウハウを、体系的に教育、普及。</p>	

分野	-3 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	コンプライアンスガイドブックの作成・配布 (鉄鋼)
概要	<p>従業員に対して事業活動に関する法令違反行為を周知・徹底させるために、「<u>やってはならない行為 30NO's!</u>」を2003年3月に発刊。このパンフレットでは、行為者自身に禁固や懲役などの刑事罰に及ぶ可能性のある行為 30 類型を取り上げ、類型ごとに違法行為の概要、刑事罰(例)を記載し、関連する社内規定やマニュアルを紹介。環境関連法規についても、大気汚染、廃棄物処理、各種リサイクルに関する環境関連法令・条例や刑事罰(例)を記載・更新し、「環境管理方針」や「環境管理規定」の社内イントラネット上での掲載ページを添付するなどして、行動ガイドラインを継続的に徹底。</p>  <p style="text-align: center;">「やってはならない行為30NO's!」</p> <p style="text-align: right;">【参照】http://www0.nsc.co.jp/kankyou/report2005/c01.html</p>
効果	<p>1. 従業員などが実際に直面し得る違法行為について、概要、刑事罰(例)、関連する社内規定やマニュアルを、イラスト付きで親しみやすくコンパクトに紹介され、従業員一人ひとりが業務遂行において認識すべき項目の理解を促進。</p>

分野	-4 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	環境業績評価の導入によるモチベーション(表彰)の向上 (化学)
概要	<p>環境に配慮した事業活動を促進・向上することを目的として、<u>環境負荷の削減量、環境配慮型製品の売上高</u>を評価項目として、目標を高いレベルで達成した事業所・部署を対象に表彰。</p> <p>2006年度からは事業部の「業績評価項目」の中に「環境項目」を加え、CO2排出量、廃棄物発生量、環境貢献製品売上高について目標に対する達成度を測ることで、事業活動における環境配慮を推進。これにより各事業部での環境管理活動が一般の業務と同様に「業績」として評価。なお、目標数値未達の事業部については本社の環境経営部門からの指導を通じて、適切なフォローアップを実施。</p> <p>環境管理評価書・・・EMS、環境リスク対応、パフォーマンス改善の3分野72項目について、ISO14001認証を取得できるレベルを必要最低点(0点)として、グループとして目指す姿(3点)を示して、0～3点の4段階で点数を定量評価。</p>
効果	<p>1. 上記の評価制度を通じて従業員の環境関連業務に対する意識改革を促し、企業の社会的価値の向上を推進。</p> <p>2. 環境管理業務の成果の賞与・給与への連動により、従業員の高いモチベーションを実現。</p>

分野	-5 従業員教育の在り方
----	--------------

取組名 (業種)	コンプライアンス教育、環境教育の推進 (ゴム製品製造)														
概要	<p>【コンプライアンス教育】 役員、従業員のコンプライアンス意識の向上を図ることを目的とし、以下の対策を包括的に実施。 1. 階層別による定期的な研修の実施。(役員、コンプライアンス推進責任者、新入社員・キャリア採用者、新任役職者 (コンプライアンス推進責任者…各課・各部門毎に指名され、自部門の コンプライアンス活動の推進責任を担う社員)) 2. 「コンプライアンス行動ガイドラインケース 40」と題した実践的な事例集を作成し、コンプライアンス職場研修の実施。 3. 「コンプライアンス携帯カード」の全職員への配布 4. コンプライアンスを意識させる啓発ポスターの各職場への掲示</p> <p>【環境教育】 環境教育についても「一般教育(環境教育全般)」と「専門教育(部門毎に対応する環境教育)」に分類。役職や担当業務に応じて適宜実施。またこれらの教育に関しては各研修毎にアンケートを実施し、研修内容の継続的な改善に活用。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>役員</th> <th>コンプライアンス 推進責任者</th> <th>新任役職者</th> <th>新入社員 (キャリア採用者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境教育 回数(年間)</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>					職位	役員	コンプライアンス 推進責任者	新任役職者	新入社員 (キャリア採用者)	環境教育 回数(年間)	1	4	12	12
職位	役員	コンプライアンス 推進責任者	新任役職者	新入社員 (キャリア採用者)											
環境教育 回数(年間)	1	4	12	12											
期待される効果	1. コンプライアンス教育と環境教育を行うことにより、環境教育の根本となる各人のコンプライアンス意識(理念)による、環境管理対応(実践)に結びつけることが可能。 2. 画一的なコンプライアンス教育ではなく、各階層に合致した階層別の教育を行うことにより、より実践的な教育を行うことが可能。 3. 同社の教育は多角的かつ具体的であり(研修・コンプライアンスカード配布・啓蒙ポスター掲示)、役員・従業員に「目に見える取組」となっていることから、日常的な意識向上が期待。														

分野	-6 従業員教育の在り方				
取組名 (業種)	コンプライアンス体制の整備とコンプライアンス教育の実施(製紙業)				
概要	<p>全社的なコンプライアンス体制の基盤づくりとして、コンプライアンス室の設置、コンプライアンス推進組織を制定、国連グローバルコンパクト活動に参加するほか、次のステップとして、コンプライアンスに係る理解の浸透及び制度の効果的機能発揮をめざし、以下の取組を継続的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業行動憲章(CSR 憲章)及び企業行動規範(CSR 実施項目)の制定、及びその冊子や解説書の製作指導</u> ・ E-ラーニングの実施 ・ <u>グループ2万人規模でのコンプライアンスに関するアンケートの実施</u> ・ 教育機材の充実 社長ビデオ作成、企業行動憲章・規範の増刷、パンフレット作成、コンプラニュースの作成配布などにより啓蒙活動を展開 ・ コンプライアンス会議の立ち上げ 安全会議や環境教育のように、コンプライアンス意識の浸透と向上を図るため、教育と討論の会議を定期的に職場単位で実施 				
効果	1. 各種ツールの展開によって意識浸透を図るとともに、アンケートを実施することで意識の浸透度と更なる教育の必要性をデータとして把握。				

分野	-7 従業員教育の在り方				
----	--------------	--	--	--	--

取組名 (業種)	環境コンプライアンスへの取組 (化学)
概要	<p>CSRの一環としての事例集の配布 コンプライアンスについて、経営理念 - 行動憲章 - 行動ガイドライン - 諸規定・基準・マニュアル等のピラミッド状の階層構造を構築。行動憲章 8 箇条の中の一つに「環境の保全」を採用。身近な実例を示したコンプライアンス・ケースブック(事例集)も作成してグループ企業を含む全従業員へ配布し、伝達教育により意識を高揚。</p> <p>コンプライアンス・ケースブック(事例集)：環境の他、顧客、取引先、株主・投資家、従業員・役員、同業者、地域・国際社会、政治行政・公務員の各カテゴリーについて、法令遵守に関して起き得る状況と対応を、問いかけ形式で分かりやすく解説したもの。職場の勉強会等で活用。</p> <p>環境レポートの作成公表 毎年、CSR レポートの発行を行い、WEB ホームページ上でも内容を開示。 また、各製造事業所で個別の環境レポートを毎年作成。ホームページ上でも公開。</p> <p>役員等に対するコンプライアンス教育・研修の実施 グループ各社の役員及びコンプライアンス推進責任者を対象に社外弁護士によるコンプライアンス教育・研修を実施。</p>
効果	1. 行動憲章、事例集、環境レポート、各種研修等、総合的な展開により教育によって意識が浸透

分野	-8 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	コンプライアンス教育の推進 (ガラス・土石製品)
概要	<p>全社的にコンプライアンス意識の向上を図り、コンプライアンス意識に基づいた業務を遂行するために、新入社員から一般の従業員、基幹職にいたるまで階層別教育の中でコンプライアンス教育を実施。自社の「企業行動指針」や関係する各種の法令に関する研修まで基本的な知識から実践的なノウハウまで幅広く身につけることを目指す。</p> <p>2005 年には国内グループ会社を含む全従業員を対象とした「コンプライアンス意識調査」も実施し社内報にてその結果を発表。コンプライアンス意識の現状を会社として把握しリスクを認識。</p> <p>その他、各事業所において、各事業所環境方針の趣旨や内容を理解し自覚するための環境マネジメント教育を行うほか、部門ごとの環境目標を記した「環境カード」を各自に配布して各自が環境宣言を自ら記入し意識の向上に活用。</p>
効果	1. 環境マネジメントを行うための前提となるコンプライアンス段階での教育を徹底することにより、基礎的な判断能力を育成。

分野	-9 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	本社と現場の共同による「危機管理」訓練の実施 及び安全衛生教育とノウハウの伝承（化学）
概要	<p>万が一大規模な災害が発生した場合、ステークホルダーに及ぼす被害・影響を最小限にとどめるため、危機発生時における対応体制の強化を目的とした大規模な訓練を本社と化学プラント工場との共同で実施。</p> <p>また災害時に被害を極小化するため、工場の安全衛生マネジメントシステムの一環として、設備及び作業の事前安全評価活動や危険予知活動を通じて危険箇所の発掘を行い、ハード(設備)・ソフト(標準化・教育)対策を実施。<u>そのソフト対策として人の感性の向上及び世代の交代時期を迎えた「伝承」の観点も含め、ベテランと若手を組み合わせた独自のOJT教育・訓練を実施。</u></p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社とプラント工場共同で訓練を実施することで、本社が緊急時に現実的な対応が可能。 2. 暗黙知化しているベテランの技術を若手に伝承することにより、安全管理を含めた様々なノウハウを企業内に残すことが可能。

分野	-10 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	エコレポート研修と階層別環境教育(印刷)
概要	<p>年2回エコレポート発行時に事業所(工場)従業員に対する「エコレポート研修」を実施。法改正など環境問題の国内外の動向、環境目標の達成状況と新目標を各サイトに説明するとともに、エコレポートを発行する前に実施されたエコ監査の結果や課題・問題点を事業所関係者に具体的にフィードバック。また同研修は会社の環境教育の役割も担当。</p> <p>また本社を含めた社員には階層別の環境教育を実施。未受講者のチェックを行い、全社員の受講を目指して実践。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各事業所が作成した「エコレポート」を活用し、事業所独自の環境教育を実施することが可能。実際の環境関連業務と完全にリンクした専門的な環境教育(フィードバック)を行うことにより実践的な知識の習得や問題点の把握を行うことが可能。 2. 未受講者をチェックすることにより受講率の向上と共に会社の強い姿勢を従業員に対してメッセージとして送ることが可能。

分野	-11 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	海外を含めた階層別環境教育・啓発及び 環境監査とエコ診断を組み合わせた環境マネジメントの実施(輸送機械)
概要	<p>全社員が環境活動に高い意識を持ち、日常業務の中で主体的に取り組むよう、役職毎に「階層別教育」を実施するとともに、「環境科目」を教育プログラムの必修項目に組み入れ継続的なレベルの向上に注力。また海外事業所やグループ会社でも個別のプログラムや研修等によって特に環境意識の向上を目的とした教育を実施。</p> <p>ISOの監査基準に従い、定期的な内部・外部監査により、環境マネジメントシステムの運用状況を確認。内部監査では400項目を点検する自己監査と共に、事業所がお互いをチェックする「相互監査」によって多重的な監査体制を整備。その他、監査によって抽出された新たな課題や優秀事例の拡大展開を図るために自社独自の「エコ診断」を実施し、事例を社内のイントラネットにて公開。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. PDCA サイクルを取り入れた継続的な環境教育をグループで取り組むことにより、グループ一体となった環境意識の向上が促進。 2. 相互監査による情実・馴れ合い監査の防止と共に、積極的なベスト・プラクティス(優秀事例)の水平展開によりグループ全体の環境分野の底上げを実現。

分野	-12 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	国内の全従業員に対する環境教育・訓練の実施(一般機械)
概要	<p>環境マネジメントシステム等の環境事業の理解のため、一人ひとりの意識向上と行動を促すためにイントラネットを活用した「eラーニング」を実施。今後は海外への展開も予定。またグループ従業員に対する「環境意識調査」を実施することで、環境意識の実態を把握するとともに、今後の環境教育の取組への参考に活用。</p> <p>普段からの地域との友好的なコミュニケーションを図るとともに、工場見学や防災訓練(年3回実施)を行うことにより、緊急時における連携を図るための対策を立案。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「環境」に特化したグループ従業員全員に対する意識調査を行うことにより、認識の実態と今後の対策を打ち出すことが可能。よりの確な対策を講ずることが可能であり、効果的で実効性のある環境教育の開発が容易。 2. 工場見学と防火訓練を同時並行的に実施することにより、より会社や工場に対する正しい認識が地域のステークホルダーに確立されることを期待。

分野	-13 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	協力会社を巻き込んだ環境教育と緊急時対応体制の整備 (機械)
概要	<p>全国を9地区に分類し、年間14回工場にて協力会社を合わせた従業員が環境教育を受講。また環境教育のフォローアップとして工事管理者及び環境担当者が工場にて「環境パトロール」を行い、現場での廃棄物処理の指導を実施。</p> <p>また環境リスクマネジメントの中でも特に「緊急時対応」に焦点を絞り、事業所やグループ企業の事業活動の特色に合わせた緊急体制を構築。実際の事故を想定した訓練を毎年1回ずつ実施。</p>
効果	1. 自社・関係会社だけでなく「協力会社」を環境教育に巻き込むことにより、社外を含んだ広域で環境に関する共通認識を持つことが可能。

分野	-14 従業員教育の在り方						
取組名 (業種)	部門別の環境コンプライアンスと環境教育(電子機器)						
概要	<p>全社員を対象にグループの環境方針や環境活動について環境一般教育を行うe-ラーニングを実施。その他、「営業」「設計開発」「生産」の各部門を対象に、業務内容に応じた環境コンプライアンス徹底のための教育・啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業部門・・・使用済み製品の適切な処理に関する周知の徹底、e-ラーニングによる環境コンプライアンス教育の実施等。 ・ 設計開発部門・・・ISO14001の要求事項に則った適法管理の徹底、環境関連のデザインレビュー・商品評価テストでの検証等。 ・ 生産部門・・・環境汚染事故、廃棄物処理法違反、届出違反を想定したリスク管理の徹底等 <p style="text-align: center;">各部門を対象とした環境コンプライアンスの取り組み</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">営業部門</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">設計開発部門</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">生産部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法違反を想定したリスク管理の徹底 ● 「使用済み製品の適切な処理」に関する周知徹底 ● e-ラーニングによる「環境コンプライアンス教育」の実施 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 製品による環境汚染事故、法規制物質の含有などを想定したリスク管理の徹底 ● ISO14001の要求事項に則った適法管理の徹底 ● 環境に関わる技術標準、設計標準の整備 ● 環境関連のデザインレビュー・商品評価テストでの検証 ● 設計開発技術者への環境関連教育の徹底 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境汚染事故、廃棄物処理法違反、届け出違反などを想定したリスク管理の徹底 ● ISO14001の要求事項に則った適法管理の徹底 ● 環境関連の官報、Webサイト、配信サービスを利用した最新の法令情報の入手 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【参照】 http://www.oki.com/jp/csr/report/2006/pdf/Oki_CSR2006.pdf</p>	営業部門	設計開発部門	生産部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法違反を想定したリスク管理の徹底 ● 「使用済み製品の適切な処理」に関する周知徹底 ● e-ラーニングによる「環境コンプライアンス教育」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品による環境汚染事故、法規制物質の含有などを想定したリスク管理の徹底 ● ISO14001の要求事項に則った適法管理の徹底 ● 環境に関わる技術標準、設計標準の整備 ● 環境関連のデザインレビュー・商品評価テストでの検証 ● 設計開発技術者への環境関連教育の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境汚染事故、廃棄物処理法違反、届け出違反などを想定したリスク管理の徹底 ● ISO14001の要求事項に則った適法管理の徹底 ● 環境関連の官報、Webサイト、配信サービスを利用した最新の法令情報の入手
営業部門	設計開発部門	生産部門					
<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法違反を想定したリスク管理の徹底 ● 「使用済み製品の適切な処理」に関する周知徹底 ● e-ラーニングによる「環境コンプライアンス教育」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品による環境汚染事故、法規制物質の含有などを想定したリスク管理の徹底 ● ISO14001の要求事項に則った適法管理の徹底 ● 環境に関わる技術標準、設計標準の整備 ● 環境関連のデザインレビュー・商品評価テストでの検証 ● 設計開発技術者への環境関連教育の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境汚染事故、廃棄物処理法違反、届け出違反などを想定したリスク管理の徹底 ● ISO14001の要求事項に則った適法管理の徹底 ● 環境関連の官報、Webサイト、配信サービスを利用した最新の法令情報の入手 					
効果	1. 部門の活動内容に適合した環境コンプライアンス教育を実施することにより、実態に即した環境管理活動が可能。						

分野	-15 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	総合的な環境教育の実施（電機機器）
概要	<p>従業員への環境教育の形態として、 e-ラーニングを活用したエコマインド教育 階層別環境教育 内部監査員への専門教育 従業員への家族・地域の小学校への環境教育、 の4つの分野で総合的に実施</p> <p>については従業員の家族への環境教育を拡大することにより、より広範囲なレベルでの環境啓蒙活動が可能。また地域の小学校への環境教育により自社の事業活動に対する理解の一助になることを目標。</p>
効果	1. 会社という範囲を超えて地域のステイクホルダーまで環境教育を拡大することにより、環境教育という分野にかかわらず、自社の経済活動に対する理解と企業に対する親近感の醸成に寄与。

分野	-16 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	コンプライアンスガイドブックの作成・配布（化学）
概要	<p>同社グループのCSR推進の観点から、環境規制を含む法令・ルール遵守の観点から、役員・社員の業務遂行上で注意すべき問題を解説するもの。過去発生した自社・他者の不正事例等を紹介しながら、一般的な疑問にQ&A形式で説明。社内のリスクホットライン(報告・相談窓口)の設置と利用方法についても、併せて周知。</p> <p>(概要)</p> <p><u>ガイドブックの目的</u>・・・「当たり前」のことを守れるよう呼びかけるとともに、グループ行動指針、管理体制、リスクホットラインの流れを説明。 呼びかけ 「あなたのその行動は、 - 法律やルールに違反していませんか？ - 社会の良識からみておかしくありませんか？ - 家族に話しても恥ずかしくありませんか？ - ニュースで報道されたらどう感じますか？ - 本当に正しいと思いますか？」</p> <p><u>社会の一員として</u>・・・業法遵守、環境保全・安全確保、反社会的勢力との対決等 <u>お客様、取引先に対して</u>・・・癒着禁止、品質・安全性確保、輸出入規制の遵守等 <u>同業者との関連において</u>・・・独占禁止法の遵守、知的財産権保護、不正競争防止法遵守等 <u>株主・投資家に対して</u>・・・インサイダー取引禁止、適正経理処理、税法遵守 <u>グループ社員として</u>・・・社則、守秘義務、利益背反行為禁止、差別、ハラスメント禁止等</p> <p>上記各章では、項目ごとに、基本的語句の意味、過去に自社・他社等でおきた事例・事件の解説、あるべき行動の指示、Q & A形式による質疑応答を解説し、社員としてとるべき行動について、分かりやすく説明。</p>
効果	1. コンプライアンスの問題を分かりやすく、具体的に説明することで、従業員等の意識向上に寄与。

分野	-17 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	「コンプライアンス・ハンドブック」の配布 (石油精製・卸売業)
概要	<p>2004年5月に、会社および社員が守るべき行動指針や遵守事項を「コンプライアンス・ハンドブック」としてまとめ、関係会社を含む全従業員に配布すると共に、事業所説明会を行い、周知徹底。</p> <p>周知のための活動の一環として、毎年度、本社、全支店、全製油所・石油化学工場、主要関係会社を対象に巡回コンプライアンス研修を実施。これまで個別テーマとしては、「独占禁止法の遵守」、「災害時の法的責任」等の研修を開催。</p>
効果	1. 現場の実務に根ざしたコンプライアンス研修の実施等により、従業員のコンプライアンス意識の向上に効果。

分野	-18 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	「内部環境監査員養成セミナー」の実施 (石油精製・卸売業)
概要	<p>専門研修の一環として、環境監査能力の向上を目的に「内部環境監査員養成セミナー」を1995年10月から毎年実施しており、1,593名(2006年10月末)の内部環境監査員を養成。現在も継続中。</p> <p>セミナーは3日間のプログラムで構成、講師は環境マネジメントシステム主任審査員の資格を有する社員が担当。概要は次のとおり。</p> <p>1 日目 環境問題の概要、環境マネジメントシステム(ISO14001)規格、環境影響評価等の講義および班別で監査チェックシートの作成等 2 日目 班別で例題に基づく「不適合報告書」の作成および修了テスト 3 日目 内部環境監査の実習(実務を課題として模擬監査)</p> <p>セミナー受講生はグループの環境保全活動の推進役として各事業所で中心的な存在として活動。この取組みは環境教育の充実を示すものとして、日本経済新聞社の環境経営度調査などの環境格付けでも高く評価。</p>
効果	1. 社内における環境保全活動の裾野の拡大と、環境に対する社員一人一人の行動、考え方の醸成に寄与。

分野	-19 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	コンプライアンス意識調査アンケートの実施 (石油精製・卸売業)
概要	<p>コンプライアンス意識の浸透のため、全事業所への研修や浸透度チェックのためのアンケートを毎年実施。2005年度には「グループ企業行動指針テキストブック」を発行し社員の啓発に努める。</p> <p>(意識調査の構成・概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意識調査は年1回、企業行動指針の内容を理解しているかどうか、職場でのコンプライアンスの状況等に“YES”、“NO”で回答する形式の無記名のアンケートを実施。 ・ アンケートの結果を部署毎に集計し、企業倫理委員会及び取締役会で結果をフォローすることによって、企業倫理の浸透度を確認。
効果	1. アンケートの実施により、企業倫理等の係る意識の浸透度について、データで確認可能

分野	-20 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	E-ラーニングによる研修 (石油精製・卸売業)
概要	<p>全社員についてE - ラーニングにて遵法等の研修を実施。技術系社員については、設備管理関連等のコースも実施。</p> <p>(E - ラーニング概要)</p> <p>(1)E - ラーニングの実施講座は、現在まで71講座を実施。EMS環境教育から関係法律、設備点検等の幅広い講座を提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EMS環境教育関連(15講座) ・ CSR(企業の社会的責任)とは？ ・ 設備管理関連(10講座) 等々 <p>(2)研修方法は、イントラ上のE - ラーニング内のテキストを読んだ後、E - ラーニング上でテストを受ける形式。合格点を取るまで繰り返し実施。途中で中断して、時間を置いて続きを実施することも可能なので実施タイミングは社員が自由に設定可能。</p>
効果	1. 社員の環境・法律・設備管理等に関する知識の向上及び遵法意識の強化

分野	-21 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	環境法令研修 (鉄鋼業)
概要	<p>主要な環境関連法令(公害防止組織、大気、水質、騒音、振動、悪臭、化学物質、廃棄物等)に関して、グループ企業を含めて環境管理業務に携わる実務者向けの研修を、年4回～8回(対象法令により異なる)を実施。</p> <p>研修では、環境関連法令において特に事業者として遵守すべき事項を中心に、関連する条例、協定との関係についても解説を行うことで、実務上で必要な知識を習得できるよう配慮。特に廃棄物関係については、単なる法令解説ではなく、契約書類やマニフェストの具体的な書き方、運用についても実務スキルを習得できる研修内容としている。</p>
効果	1. 環境法令の動向や関連知識を、グループ企業を含めて環境管理の実務者に周知。

分野	-22 従業員教育の在り方
取組名 (業種)	公害防止管理者試験受験の義務化 (鉄鋼業)
概要	<p>公害防止に係る意識向上と基礎知識習得のため、技術系全社員に公害防止管理者の資格試験受験を義務化。これにより、公害防止管理者の有資格者を工場単位で確保し、工場における環境管理のキーマンとしての役割を担うことで、事業所としての環境管理レベルの向上に寄与。</p>
効果	<p>1. 公害防止管理者の有資格者数の拡大</p> <p>2. 試験受験の義務化による、従業員の環境管理に係る意識および知識理解の改善</p>

利害関係者とのコミュニケーションの在り方

分野	-1 利害関係者とのコミュニケーションの在り方
取組名 (業種)	「環境フォーラム」を活用した利害関係者とのコミュニケーションの実施（化学）
概要	<p>滋賀県内の工場において、同工場の環境への取組についての理解を促進するため、地域と一体となった「環境フォーラム」（工場と地域のステークホルダーとのコミュニケーション会議）を開催。</p> <p>この環境フォーラムには地元の行政・教育機関・住民・議員・取引先など幅広いステークホルダーが参加し、工場見学や工場の環境への取組や積極的な情報開示体制の説明等を実施。また工場との「意見交換会」を実施し、活発なコミュニケーションをとることが可能となる。今後、新中期経営計画の中の3年間で新たに国内10工場にも拡大していく予定。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民だけにとどまらず、すべての利害関係者（ステークホルダー）と多角的なコミュニケーションを図ることにより、「地域」全体からの自社（工場）への理解の促進に寄与。 2. 密接なコミュニケーションにより、万が一事故が発生した際でも地域からの急激な反応に耐え得る信頼関係を構築。 3. 工場の取組が行政の地域環境計画の中に取り組みされるまでのレベルになり、行政との関係が緊密化。

分野	-2 利害関係者とのコミュニケーションの在り方
取組名 (業種)	ボランティア活動や環境モニター会を通じた地域とのコミュニケーション（製紙業）
概要	<p>1995年より財団法人・日本グラウンドワーク協会に加盟し、地域社会と自治体と企業との三者が協働するという協会の基本精神の下、<u>地域での清掃活動などを実施し</u>、地域の自治体やNPOなどとも連携を深耕。またこの活動は従業員の環境意識向上の教育手段としても効果あり。</p> <p>同社工場では、<u>近隣の住民代表者（自治会役員、在住者、地方議員等）10人前後に環境モニターになっていただき、定期的に環境モニター報告を受けるとともに、年1～2回の対話集会（モニター会）を開催</u>。集会では住民から工場に対して環境管理に関する要望・疑問・質問などを行い、工場からは住民質問への回答や会社や工場の取組や設備計画、会社全体の動向などの報告を行うという意見交換会を開催。この活動を通じて工場にとっては環境改善の検討課題の抽出、そして住民側にとっては工場の環境経営を把握し、また工場に要望できる貴重な機会として機能。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域に溶け込む活動を実践するとともに、地域の利害関係者とのコミュニケーションのパイプを維持することで、長期的な信頼関係の構築に寄与。

分野	-3 利害関係者とのコミュニケーションの在り方
取組名 (業種)	環境モニター制度及び環境リスク情報のデータベース化 (ゴム製品製造)
概要	<p>【環境モニター制度】 「臭気」などの環境負荷について、近隣の住民の方々や従業員が環境モニターとなり、日々の情報を迅速に収集する体制を整備。この環境モニターから提供された情報については、<u>早急に調査し原因及び対応策などのモニターへのフィードバックを実施。</u></p> <p>【環境リスク情報のデータベース化】 <u>環境モニターの方々や生産拠点から収集された、潜在的なものを含む環境リスク情報を技術センターのデータベースで管理しており、データの解析結果を臭気低減や職場環境の改善のための環境関連技術の開発に生かすなど、環境リスクの未然防止に活用。</u></p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民を”外部”からの「モニター」として導入することにより工場内が24時間365日にわたり環境管理活動に対し緊張感を持って活動をすることが可能。 2. 地域住民を「モニター」とすることで、外部からの監査の役割を担うとともに、工場の良き理解者として周囲への広報活動を自然に行ってもらえるメリットが期待。(地域住民が自ら発する情報は工場が発する情報より信頼性が高いため)

分野	-4 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名 (業種)	工事完成にともなう工場の一般開放の実施(めっき業)
概要	<p>同社は、作業場を2階にして1階を事務所とし、高い位置に配管を設ける、という大規模な施設改修、事故未然防止対策に踏み切った中小企業であるが、<u>施設竣工を機会として、完成した工場施設を近隣住民や取引先等の関係者に開放し、見学してもらう会を開催。</u></p> <p>こうした取組により、めっき業について一般に流布している正確でないイメージを払拭してもらうとともに、地域住民をはじめとする利害関係者との良好な関係を築き、長年地域に根付いた操業ができるように努力。</p> <p>また、未然防止対策をする際の参考になるよう、同施設見学会は同業他社にも公開し、情報公開・情報交流の機会に設定。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「工事完成」という分かりやすいタイミングを工場見学の機会として設定することで、地域住民などが足を運びやすい状況を構築。 2. 実情を見せて説明することで、めっき業に対するステレオタイプのイメージを払拭。

分野	-5 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名 (業種)	全製油所・石油化学工場からの情報発信 (石油精製・卸売業)
概要	<p>2004 年度、全製油所・石油化学工場で独自のホームページを立ち上げ、地域住民等への情報開示を強化。また、各製油所・石油化学工場では、地域住民を対象に安全・環境の取組みに関する説明会、施設見学会、小学校への出張授業等を実施し、積極的な情報発信を実施。</p> <p>例えば、T製油所・石油化学工場は地区での地域説明会開催の先導役を務めるなど、積極的に情報発信・情報公開を実施。その実績が評価され、同工場は、環境関連団体から環境関連の奨励賞を受賞。</p> <p>地域説明会では安全と環境に対する取組みを紹介するもので、構内見学会、説明会、懇親会の三部構成。特に説明会では、毎年実施するSDM(定期補修工事)では騒音、悪臭が発生する恐れがあること、フレアが大きくなることによる光害等の説明や市内交通渋滞へのお詫び、また先取りの環境対策を説明。これまでに環境関連では、「化学物質排出量削減」としてのローリー出荷設備へのペーパー回収設備設置、「廃棄物ゼロエミッションの取組み」、「土壌汚染対策の状況」等を説明、またグループ全体の取組み紹介としては「CSRレポート」を配布。最後の懇親会で忌憚のない生のご意見を戴きながら、地元と共に発展していくことへの理解を深耕。</p>
効果	1. 工場単位で独自の情報発信を実践することにより、地域的関心の高い情報や地域的事情に焦点を合わせた情報提供が可能。

分野	-6 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名 (業種)	環境会議の実施 (建設)
概要	<p>オフィス業務で協力関係のある得意先も参加する「環境会議」を毎月開催し、双方が環境改善についての協議・意見交換を行う。環境会議では、オフィス活動における環境負荷低減のためのアイデア提案や計画の活動、オフィス内でのゴミ分別状況を視察する環境パトロールを実施。</p> <p>最終的に合意された決定事項やアイデアについては自社と共に得意先にとっても利益。</p>
効果	<p>1. 得意先も参加させることにより社内だけでなく広範囲な環境管理活動を実施することが可能。</p> <p>2. 環境管理分野だけでなく、ビジネス的な発想や役割も加味することにより、得意先が参加しやすい環境づくりを構築。</p>

分野	-7 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名 (業種)	地域活動とコミュニケーション (化学)
概要	<p>< コンピナートとの関わり > 毎月1回、コンピナートに立地する各社の代表者による「保安対策協議会」に参画して環境関連の情報を交換。共同出資会社がコンピナート内のパトロールを行い、各社工場間の異常事態(パイプからの漏れ等)の早期発見、早期処置に努力。</p> <p>< 緊急連絡網と訓練 > 各社は異常事態発生時、「連絡系統図」に従い、電話及び無線による各社の相互連絡及び関係す</p>

	<p>る官庁への緊急通報を行う。また、コンビナート共同防災隊の駆けつけ訓練を輪番で行っており、2004 年は同社工場で実施。</p> <p>< 地域対話 > レスポンシブル・ケア(RC)活動の成果を環境レポート(RC 活動報告)、ホームページへの掲載、地域説明会・対話集会で開示。その他、業界団体による、2005 年 2 月開催の第 4 回レスポンシブル・ケア鹿島地区対話集会(業界・企業と、地域住民、行政関係者、学生、NGO 代表等が出席)で、RC 活動の成果を発表。</p>
効果	1. コンビナート地区に立地する企業との協力を通じて、幅広く地域の利害関係者との関与や接点を重層的に確保。

分野	-8 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名(業種)	地域とのコミュニケーションの実施 (化学)
概要	<p>「環境対話集会」を行政と協同開催(千葉) 県、立地市等と共同で、同社工場を会場として、環境対話集会を開催。地域・自治体、近隣企業、行政関係者等、約 100 名が参加。工場内排水や化学物質処理設備等を見学した後、化学物質管理の基本的考え方や取組を紹介。県からは、今後の施策等を説明。次いで、リスクコミュニケーションの専門家、環境 NPO、大学生、化学物質アドバイザー、行政関係者等によるディスカッションにて意見交換。</p>  <p>[参照] http://www.sumitomo-chem.co.jp/japanese/csr/pdf/2006/csr_report2006.pdf</p> <p>「レスポンシブル・ケア地域対話」を共催(大分) 同工場では、日本レスポンシブル・ケア協議会(JRCC)主催の「第 5 回大分地区レスポンシブル・ケア地域対話」を、地域の JRCC 会員企業と共催。プログラムは、事例発表、パネル討論、工場見学、意見交換会の 4 部構成。当日は、近隣住民など 107 名が参加。開催に先立ち、事前にアンケート調査を実施し、地域住民の要望・意見をできるだけ反映して、プログラムを計画。その結果、事例発表では、地震対策、アスベスト対策という最近のトピックを採用。</p> <p>市民 PRTR セミナーで講演(愛媛) 環境 NPO・有害化学物質削減ネットワークが開催した市民セミナーで、工場環境・安全部が「化学物質管理をはじめとする当工場の取組について」と題する講演を実施。化学業界におけるレスポンシブル・ケアの考え方、PRTR 対象物質等の削減事例、地域とのコミュニケーション事例、リスクマネジメント事例等を紹介するとともに、パネルディスカッションに参加。市民等の参加者と交流。</p>
効果	<p>1. リスクコミュニケーションの実践を通じた行政や地域の関係者との信頼関係の醸成</p> <p>2. 企業イメージの向上</p>

分野	-9 利害関係者とのコミュニケーションの在り方
取組名 (業種)	廃棄物ゼロエミッション活動におけるベストプラクティス工場の紹介 (化学)
概要	<p>トップランナーである岡山工場では、地域や業界関係者とのコミュニケーションの一環として、以下のような機会、事例発表・報告等に積極的に参加。</p> <p>日本リスポンシブル・ケア協議会(JRCC)の地域部会での事例発表 業界団体メンバー企業に対する工場見学、事例発表の実施(ゼロエミッションに対する取組の先進工場見学会) 地域の商工会主催勉強会の一環として、「環境報告書を読む会」を開催。地域商工会メンバー50名とともに、環境保全活動を中心として意見交換を実施。 市民向け環境セミナー(行政やNPOが主催するもの)に参加して、環境報告書を中心として取組を説明。質疑応答・意見交換を実施。</p>
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政や地域の関係者との信頼関係の醸成 2. 企業イメージの向上

分野	-10 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名 (業種)	法改正に関する情報の周知徹底 (業界団体)
概要	業界団体の関連委員会において、関連省庁と協力のもと、法令の制定、改正情報を入手し、Emailによりメーカー会員各社に伝達。情報の周知徹底・浸透を実施。
効果	1. 機動的な情報展開と、業界全体への情報浸透を確保。

分野	-11 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名 (業種)	環境保全対策・操業状況等の地域への情報提供 (セメント)
概要	<p>地元環境対策協議会に、公害防止管理に関わる設備更新・改善内容、各種訓練他の社内取組実施状況について情報提供。地元地区単位等からの要望に応じ、工場見学受入や状況説明会などを実施。</p> <p>製造設備の起動・停止や非常運転実施時等、環境悪影響が発生することが想定される場合、適宜地元環境対策協議会会長に状況連絡実施。</p>
効果	1. 各種の情報提供により、地域に開かれた企業としての活動が認知。

分野	-12 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名 (業種)	地元地域町会長、環境モニターとの懇談会 (石油精製業)
概要	<p>地域とのコミュニケーションとして、地域の町会長(10名)、また、地域環境のモニター者(6名)との、意見交換を年1~2回開催。地域住民の意見等の情報を得るとともに、当社の操業状況、環境への取組等を説明し、認識を共有化。 (環境モニターの概要)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民とのコミュニケーションとして、町会長との意見交換を実施。 ・ その他に、環境保全に対して注目した意見をもらうために、当社直近の地域住民の中で、意見をまとめられる方々数名に、環境に特化したモニターを依頼。 ・ 地域で環境上の問題があった場合、また、会社に対する普段からのモニター結果などの意見をもらうとともに、アンケートを実施。その意見を反映させ、地元地域との環境保全に対する意識の共有化を図る。
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. モニターとの意見交換により、書面上の説明だけではなく、人と人との対話的コミュニケーションの機会を確保。 2. 意見交換後、モニターの方々による地域の方々への説明が行われることで、会社からの直接的情報発信以外の情報伝達経路を形成。

分野	-13 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名(業種)	「グループ CSR レポート」の発行 (石油精製・卸売業)
概要	1993年以降8年間作成し公表してきた「環境とエネルギーに関する行動計画」の内容を充実して体裁を一新し、2001年から毎年度「環境報告書」(現在は、「グループ CSR レポート」)として作成し、従業員及び関係先に配付。また、ホームページにおいてもこれらを公表。
効果	1. 企業の社会的責任の一環としての環境関連問題に対する姿勢と対応について、広く社会に対してオープンに報告するツールとして機能。

分野	-14 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名(業種)	「サステナビリティレポート」の発行 (石油精製・卸売業)
概要	2001年より環境報告書を発行し、2004年からは環境関連の内容だけではなく、同社グループの経営理念の具体化にあたり、ビジョンや取組を包括的に伝えるべく「サステナビリティレポート」として企業情報をステイクホルダーに伝える。
効果	1. 企業の社会的責任の一環としての環境関連問題に対する姿勢と対応について、広く社会に対してオープンに報告するツールとして機能

分野	-15 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名(業種)	環境コミュニケーション (石油精製業)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSRレポート(書面発行、ホームページ)を公表。 ・ 近隣町内会を対象にして地域説明会を定期的に行う。 ・ 学生をインターシップとして受け入れる。 ・ 教頭候補者を対象としたISO14001の研修業務に協力。 ・ JCCPの省エネ技術指導に協力。 ・ 社員の環境保全に対する意識を高めるために、「環境月報」を取りまとめ。 <p><u>〔企業活動報告会の概要〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年10月に近隣6町内会長への「第2回企業活動報告会」を開催。2006年は新たに町内会と交流を開始。 ・ この報告会は2005年2月にスタート。目的はその年に発行されたCSRレポートを通して、会社幹部から直接当社の経営、製油所の運営について説明し、企業の社会的責任という

観点から理解してもらうもの。特に、今回は5月21日に発生したタンク火災事故について、発生の経緯、原因、対策などについて説明し、理解してもらうとともに忌憚のない意見を聴取。

取組事例, 2006年

月	町内会	活動内容
1	塩浜三丁目町内会	新年会
2	第1回企業活動報告会	(上記参照)
4	塩浜三丁目町内会	総会
7	扇町町内会	身代り地蔵尊法要
10	第2回企業活動報告会	CSRレポート、事故報告

(見学・研修受入の概要)

見学・研修受け入れ実績, 2006年

月	見学・研修者	人数	備考
2	JCCP 省エネ研修生	12	
3	シェルサービス・インターナショナル	5	新入社員研修
3	司法研修生	5	
3	イラク国営石油会社	15	FCC 装置見学
6~8	インターンシップ	37	(注)
8	見学	8	高校生
9	愛川町危険物安全協会	18	
10	東北大学	8	
	その他見学	34件	11/14現在

・インターンシップ: 学生とのコミュニケーションについて、2005年より、学生を対象とした約1週間に及ぶインターンシップ(就業体験)を開催。電気、計装、プロセス技術や設備管理といった同社の基幹業務を、実習を通して理解を深めてもらうもの。2006年は女性2名を含めた計11名が参加。

[参照] http://www.toaoil.co.jp/eco/pdf/eco_report2006.pdf

効果

1. これらの諸活動により、企業活動に対する理解を深めてもらい、地域社会と共生するとともに、企業の社会的責任を自覚し、さらに近隣町内会、市民団体、近隣企業との意見交換を深めることで協調推進、地域貢献に取り組む一連の流れが形成。

分野	-16 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
取組名(業種)	利害関係者とのコミュニケーション取組(石油精製・卸売業)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・CSRレポートの作成、配布 ・施設見学会の実施 ・学校へ出張授業 ・ホームページによる情報公開 ・地域住民モニター制度(臭気、騒音等) <p>(1) CSRレポートは、利害関係者に対して当社における全ての活動について情報公開。これにより事業内容における透明性を向上。</p> <p>(2) 地域住民モニター制度は、事業所周辺の住民の方にモニターになってもらい、当社事業所における臭気・騒音等、環境について情報を得る制度。この制度により、環境トラブルに早期対応できるのみでなく、住民の方々の生の声を事業所運営に反映することが可能。</p> <p>(3) 施設見学会は、利害関係者の方々に事業所を見学してもらうことで事業内容の透明性を高めるとともに環境に関する取組について理解を得て、社会から信頼される事業所になれるよう取組を継続。</p> <p>(4) 学校へ出張授業は、社会・環境貢献活動の一環で、環境や、当社の事業活動について理解してもらうことを、直接の目的として実施。</p>
効果	1. 利害関係者に対し事業内容の透明性を高め、会社の事業活動について理解を獲得。

分野	-17 利害関係者とのコミュニケーションの在り方(地方自治体とのコミュニケーション)
----	--

取組名 (業種)	環境関連事案に関する情報共有 (業界団体)
概要	メーカー会員各社から報告される環境関連法令等に係る事案を、E-mail により、速やかに会員全社に連絡し、会員各社における環境管理の改善、類似事案の発生防止を呼びかけ。
効果	1. 常設の連絡ネットワークを通じて、環境関連法令に関する事案を、業界団体所属の企業間で横断的に共有することが可能。